

参議院地方行政委員会會議録第三十二号

昭和三十七年五月四日(金曜日)

午前十時三十一分開会

委員の異動

本日委員井川伊平君、村上春藏君、米田正文君及び占部秀男君辭任につき、その補欠として谷村貞治君、館哲二君、鍋島直昭君及び松永忠二君を議長において指名した。

出席者は左の通り。

委員長 小林 武治君
理事 野上 進君
増原 恵吉君
秋山 長造君
基 政七君

委員

北畠 教真君
西郷吉之助君
館 哲二君
津島 壽一君
鍋島 直昭君
野本 品吉君
谷村 貞治君
湯澤 三千男君
加瀬 完君
松澤 兼人君
松永 忠二君
矢嶋 三義君
中尾 辰義君
杉山 昌作君

衆議院議員

修正案提出者 高橋 英吉君
修正案提出者 丹羽喬四郎君

國務大臣

内閣総理大臣 池田 勇人君
自治大臣 安井 謙君

政府委員

法制局長官 林 修三君
法制局第一部長 山内 一郎君
警察庁刑事局長 新井 裕君
法務省刑事局長 竹内 寿平君
自治政務次官 大上 司君
自治省選挙局長 松村 清之君
事務局側 常任委員 福永与一郎君
会専門員

本日の会議に付した案件

○公職選挙法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
○国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(小林武治君) ただいまから委員会を開会いたします。

公職選挙法等の一部を改正する法律案及び国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律案、両案を議題とし、質疑を行ないて。

○矢嶋三義君 委員長、議事進行について。

きよの委員会の運営は、委員長としてはどういうふうにされる予定でありますか。総理を朝から出席いただければ、御配慮いただきたいことをお願いしておいたわけですが、いか

うに本日の委員会は取り運ばれる意向か、それをお願いしたい。

○委員長(小林武治君) 私は、本日は本会議と並行審査の希望を出しましたが、認められなかった。しかも本会議にはガリ・タイ等の上程があるので、総理は本会議の關係上午前中は来られない、こういうことでありますので、御了承願います。午後三時から当委員会に約五時まで来ることに相なっております。で、本日の委員会は、ただいま審議をいたしまして、本会議が始まりますれば休憩をいたしまして、散会后引き続き開きたいと、かように考えております。

○矢嶋三義君 自治省の政府委員の方にお伺いいたしますが、先日資料を要求いたしました。けさここに部厚いものを今受け取ったばかりでまだ目を通すひまがないのですが、お願い申し上げた資料はこの一冊の中に全部入っているのをごいいますか。後刻拝見したいと思ひますが、それを伺っておきます。

○政府委員(松村清之君) 先般お断わり申し上げましたように、国と財政的付の問題につきましても、まあできる限り努力をいたしたのでございいます。主として本年度、昨年度三十六年度の資料と、まあその前には三十二年、三十五年という資料になっておりまして、これは御要望のとおり三十年以降というところはとも調査するのに多大の時日を要しますので、その点、

先般もお断わりいたしましたように、この資料の中には御要望どおりいっておりません。その他につきましては大体御要望のとおりのもので入っていると思ひます。

○矢嶋三義君 自治大臣にお伺いしますが、自治大臣は、衆議院において修正された部分については、法案所管の大臣としてどういふふうにお考えになつておられるのかお伺いいたします。

○國務大臣(安井謙君) 衆議院におきまして若干の部分について法文の解釈をさらに明確化する必要上、字句修正といった趣旨のものが一部行なわれまして。

それから一点は政府提案の趣旨と違つていゝゆる事前運動の演説会を全面的に現行法どおりに禁止をするというのと二つございまして、この字句修正によつて法文を明確にするという点は、そういうふうな議論の意思が決定されたのでございいますから、私どもはその御趣旨に沿つて十分この法の運用も考えていきたいと思つております。

なお、事前運動禁止につきましては、御承知のように、質疑の過程におきまして、審議の過程におきまして、与野党ともこれはまだ現時点では非常に弊害が多いという御見解が一致しておるようにも思ひますので、これは答申の線と若干違ひますが、現在の時点においてはやむを得ないものであるというところで、私もそれに従つております。

にいたしております。

○矢嶋三義君 今国会は、自治大臣は多数の法案をかかえてたいへん御苦労であつたと、その点拝察するんですが、選挙法改正に対する所管大臣としての信念と申しますか、確固不動たる態度というものに若干欠除するものがあるのではないのでしょうか。と私が申し上げるわけは、答申案を受けて、自治省で、政府案作成の過程において、一応まとまつた後に閣議にかけたとき

の自治大臣の態度というものは、やはり右顧左眄してしまつたよ、ある人から聞いたんですがね。この、自分の省で作成したものを閣議をリードしていく、協力していただくというだけの信念がなければ、こういう種類の法案というものは、なかなか通せんないと思うのですよ。ずたずたにはさみを

入れられて、そうしてさらに衆議院において修正、改悪をされた。あえて言ひます。改悪をされたということは、まあ午後伺ひますが、総理の責任も非常に大きいのですが、自治大臣も僕はその御趣旨に沿つて十分この法の運用も考えていきたいと思つております。

はできないのじゃないかと思うのです。ね。そういう意味において、先ほどの答弁というものはやや不満足ではないでしょうか。大臣。答申でも選挙の自由化、言論、文書の自由化によつて明るい選挙を行なおうという立場で、答申でも限られたワケ内における、正しい意味の事前演説会というものは、答申の第一の柱に掲げられてあるわけ

です。あなたが国会で説かれた法案の提

案趣旨説明の中にも、それが第一に掲げられてある。非常に大きな住んですね。それが衆議院であらう修正を受けて、そうして審議の過程にわかつたことであるが、どうも実態上まだ弊害があるように思うから、だからその修正に、やむを得ないものと賛同しておる、こういう大臣の態度というものは、僕はあり得ないと思うのです。これは僕は政府は妥協だと言つても、これだけの国の議会制、民主主義の根幹に触れる選挙法等の改正、特にこれは量的に言つても、質的に言つても、戦後最高のものです。画期的なものです、ある意味においては、これだけのものに取り組むにあつては、行政府は確固たる信念と方針のもとに提案され、立法府に、こういうことであるが提案してある、政府とし、また担当大臣としてはかくかくがベストであると信じておるといふぐらいの、私は腹と信念がなければ、こういうものは乗り切れないと思う。場合によつては多少妥協はけつこうですけれども、その妥協的な、一本筋金に通つてない御態度が、私はこういう混乱に導いて参つたと思うのです。そういう点について反省はないかどうかということ、それから私は衆参の参考人の公述を調べてみたんですが、政府原案に盛られていた事前演説会に残せというのが全員です。何のために国会は費用を払い、御多忙のところをごめんど願つて参考人を国会においで願つていいのか。衆参で述べられたすべての人がこの事前演説会に政府原案のようにすべきだと、そして弊害がないように運用していくべきだと、新しい芽を育てるべく強力に公述をされています。

よ。これだけの背景があれば、政府原案を責任者として作業され、国会に提出された大臣としては、先ほどのような答弁で私は承服できない。これはやや酷な言葉だとお聞こえになるかもしれないが、私はあえて日本の政治のために申し上げたわけですがね。それらに対する大臣の所見と、それから政府原案に盛り込んでおりました事前の演説会に残すべきだという衆参参考人の全員は政府原案支持に対して、今の今大臣はどういう見解に立たれて、いかように対処されようとするのか。昨日の参考人の中でも、阿部先生にいたしまして、あるいは宮崎先生にいたしまして、衆議院で修正して、政府原案に再修正して、でき得べくんば衆議院に送り成立させてほしいと、こういうニュアンスは田上先生のお言葉の中にもありました。それを参考にしてお答えいただきたいと思ひます。

○國務大臣(安井謙吉) まず第一に、答申の線を尊重すると言つておつたじゃないかということでありますが、今でも私も答申の線を尊重するといふ気持ちに変わりはないわけでありまゝ。ただ何度も申し上げましたように、答申の線は非常に理想形態を考へておられまして、これを現実の法律に適用して政府が責任を持つて運営いたします以上、若干の修正、これは政府自体としてやむを得なかつた、こう思ふわけでありまして、その間にありまして、むしろ政党内閣として法案を提出するのでございますから、政党内閣の閣内閣なり、政党内閣の内部のいろいろな御意見を承るといふことは私は当然の措置であつたと思つております。ただそういうことになりまして、これは普通の法案と違ひまして、党で政策上の意見がきまつて、そうして党に対して十分内容的な完全な御了承を得たというものが、こういう状況で政府は答申を尊重するが、やむを得ない部分についてはこういうふうな点を若干手直しをして出すという趣旨の説明をいたして参つたわけでありまして、閣議において云々ということございまして、閣議で私は別に注文をつけて手直しをしたとか何とかいうことは一切ございせん。ただこれは非常に大きな政治問題でもありまゝす。政治的な内容を持った法案でありますので、二度ばかり状況について閣議に御報告いたしました、これはまた責任の所在として当然のことであらうと思ひます。報告をしたというにすぎないのであります。

それからしたが、政府として出しているベクトルのものである、こういう確信をもつて出したわけでありまゝす。しかし、何分にも百力以上上にあつたような御承知のとおりの大改正案でもございまして、また、いろいろ字句の点あるいは今の問題等につきまして、御意見があり、政府としては、これでいいの議決がございまして、そういうふうな決定がございましたならば、その意思を尊重せざるを得ない、しかし、私は修正案そのものがその根本的に政府原案をゆるがすような性格のものではないか、と云ふふうな考へております。今の言論により事前運動の件につきましては、いろいろ御議論がございまして、これもまず第一には院で決定いたしましたということが第一でございます。

そうなれば政府としては従わざるを得ない、それに対してお前は、どういう気持ちでおるかということになります。と、私もできるだけこれを尊重いたして、これを生かしたいという気持ちを持っておりまして、実態と合わないという多数の御意見があつて、そういうふうに決定いたしましたのでありますから、私もやむを得ないと考へておる次第でございます。

○委員長(小林武治君) 本日付をもつて委員井川伊平君、村上春蔵君、占部秀男君が辞任され、その補欠として谷村貞治君、館哲二君、松永忠二君が委員に選任されました。

○矢嶋三義君 委員長にお尋ねいたしますが、選挙制度審議会の答申の第一、政府原案の改正案の第一にうたわれているのが事前演説会拡大承認の件ですね。この点についてはいろいろ意見があつて、国民も非常に関心を持った事項です。先刻私は自治大臣に質問のときにも申し上げたように、衆参を通じて参考人のすべての人が言論、文書による選挙の自由化、選挙の公正公明化のために、選挙制度審議会の答申、政府原案を生かすべきだといふ公述をされているわけですね。本委員会を国会役員として司会し、法律案審議の先導役を勤めておられる委員長としては、こういう選挙制度審議会の公述、これをあわせて本委員会として取り運ぶべきか、努力するのが適切であるとお考へになつておられるか、私は委員長長の御所見を承りたいと思ひます。

○委員長(小林武治君) それは矢嶋委員も御承知のように、委員長というものは、委員会の運営をする、しかも委員の賛否、可否同数のときは、委員長が決する、さうな最後の権限は持っているものであります。したがって、やはり委員長といたしましては、委員の意見に従う、こういうことに――通常の場合は、委員の意見を尊重する、こういうことになるのであります。議案の可否、あるいは賛否というものは、委員長としては発言すべきものではない、こういうふうな考へて、最後の必要の場合には賛否の意見を述べ、決をいたしますが、さうのことには御了承願ひたいと思ひます。むしろ私は選挙制度審議会の特別委員としておりまして、個人の意見は十分持つておりますが、委員長としての発言は差し控えるべきものとかうに心得ております。

○矢嶋三義君 委員長は国会役員で、その名で参考人においで願つて、御公述も願つておられるわけですから、私は委員長としてどういふ見解を持つてゐるかということとは当然だと思ひます。どういふ方向に進むかどうかということは、これは審議権を持つてゐる各委員の民主的にして適切な総意によつてきまるべきものであつて、私は委員長は意見、議見を当然持たれておられるし、それを申し述べるといふことは、むしろ私は適切ではないか、それを各委員が、それに追隨するかどうかは別問題でありまして、これほどの問題になると、一応私はどういふ見解を委員長持たれ、いかうにスムーズに審議ができるように取り運んでいか

れるものか、その御見解を承ることは、決してはずれでもないし、僕は適切な、ぜひ伺いたい事柄でもあるし、またタイミングから言っても必要だと思つて、あえて伺ひたいのでありますが、お聞かせいただけませんか、もう一べん伺ひます。

○委員長(小林武治君) 委員会が議案に対して可否同数の場合には委員長の決するところによる、こういうことは非常に重大な意味があるのでございまして、したがって、これはあくまでも最後の問題である。さういふ審議の過程において、委員長の議案に対してこう思うという発言をすることはきわめて不適当であらう、こういうように考える。その点に対しては委員長は矢嶋さんの御意見とは違ふことをはっきり申し上げておきます。

○矢嶋三義君 委員長の答弁、私は了解できないのですがね。先ほど私は選挙制度審議会、あるいは政府原案、あるいは公述人の公述等を申し上げました。こういう条件要素が備わつているときにですね、委員長としては選挙制度審議会、あるいは政府原案が、あるいは参考人の公述の線に沿つて本委員会がまとまるように念願をし、努力されるべきものでありましようか、それともさういふようにまとまることを念願しないで、さういふ方向には、まとまらない方向で努力をされる立場をとらるべきものでしようか、いずれでございましようか、角度を変えてその点からお伺ひしておきます。

○委員長(小林武治君) 私は、委員会が、審議が円満にまとまていくことをむろん委員長として希望するものでありますし、参考意見は委員各位が十分に参考させるべきであると同時に、委員長もこれを参考として必要な場合の断を下すことが適当である、かように考えております。

○西郷吉之助君 今矢嶋委員の御意見を伺ひ、委員長の御意見も伺つておるのですが、矢嶋さん、さういふことはいろいろ御意見でしうが、委員のおのの判断により、また、委員の所屬しておるいろいろ党が最終的には考へて、その決定に従つて委員長はやれぱいいのであつて、矢嶋さんの意見は意見として、委員長の意見をこで言へと言つても、それは委員長の言うとおり、それはそれでいいんじゃないかと思ひますが、あとは各委員が判断をすることです。

○矢嶋三義君 委員長にお伺ひする点は一応この程度にとどめておいて、政府側に續いて若干お伺ひしたいと思ひます。

まず、選挙制度審議会の答申内容の国民への浸透度ですがね、内閣のほうで一月に長谷川さんの主宰しておられる中央調査所に依頼して、選挙法改正に関する世論の調査をしてみたところ、選挙制度審議会から答申のあつたというところを知らない人が七八・二%だつた調査結果が報告されてゐるわけですがね、この点について自治大臣としてはどういふ見解を持っておられるのか、この数字が示すように、選挙法の改正にあつては、どの程度の熱意を持てゐるのかというのを疑わざるを得ないのですがね、政府としてはさういふ答申を受けたならば、さういふ答申があつたというところは、すべての国民と言わなくとも、大多数の国民にこれが知れわたつて、何らかの民意と

いうものの反映を立法段階に参考にするくらいのが心がけなければならぬことだと私は思ふのですがね、御所見を承りたい。

○国務大臣(安井謙君) 調査の結果、選挙法改正の答申、その他改正の成り行きについて、国民の非常な関心といひますか、知識が薄いという数字が出ておりますことは、まことに私も遺憾と思つております。御承知のようによきましては、問題の起こるたびに各新聞も全面的に取り上げておられるわけでありまして、これ以上の実質PRの方法はなからうというふうなことでわれわれは考へてゐるのであります。しかし、それは他動的なものでありまして、それだけではいかぬので、三十二年以降からは、広報関係に関する予算もふやしまして、また、政府自体も広報関係の場面でも、あらゆる面から取り上げております。また、選挙管理に關係のある各機関は、非常に熱心な取り上げ方をされておられるわけでありまして、たびたびこゝ、二年の間に、総会等も催されました際にも、非常に重要な議題として論議もされてゐるわけでありまして、さういふことでも私も一般にも、これは新聞紙上、あるいはラジオ、テレビもいろいろ議論になっております。政府自体でも積極的になつております。また、都道府県市町村の管理委員会にも極力徹底せしめる方策はとつておりますが、残念ながら結果としてはさういふ関心度といひますか、知識の薄いものが出ておりますことは、はなはだ遺憾に思つております。しかし、今後ともさういふ問題につきましては、さらに十

分、十二分に啓蒙徹底できるような方策を強く打ち出していきたいと思へております。

○矢嶋三義君 次に、先ほど触れた点ですがね、あなた事務当局で、鋭意検討させて、原案が一応できた段階に、自民党内のいわゆる各派閥を訪問なさつて説明されたんですね。このことがなめられたのではないですかね、大臣。あまり公にあらうやうな方をされたい。近代政変をもつて任じておられる与党、自由民主党さんとしては、それだけの党機関があるのですから、そこには党員であれば、しかも国会議員であれば傍聴もできるであらうし、採決権はないかもしれませんが、自由に意見の表示はできることになつていふと思ふのです。私は、それをあたかも国会における各政党に事前説明をされるがやうな、半ば公然といわゆる派閥を訪問して了解工作をやつたといふことが、つけ込まれる私は大きな根拠になつたと思ふのです。さらに閣議に説明するなり、その席で総理から直ちに安井君のまゝとめたところではないか、さういふ発言が総理からあるようにしていただけるように事前

に総理に説明し、了解をとつておくべきだつたと思ふんです。ところが、あなたの説明したあの閣議では、総理は黙して語らずと、そんなことでさういふ案件がまとまりますか。そして、次の私の発言は必ずしも百パーセントの信憑性をみずから持つていないんですけれども、この選挙法に対しては与党である自由民主党さんの中では、派閥によつて態度がかなり違ふと、議員個人々々によつていろいろ意見は持つて

ていますけれど、私、百パーセントの信憑性を持つてないからその派閥は申しませんが、ある派閥とある派閥が非常にこれには抵抗している、それは結局は底流には池田批判があるんだ……。さういふ党内事情とさういふものをかちつて論ずるといふことは、対処するといふことは、私は軽べつすべきことだと思ふんだ。これはどの内容を

持つた選挙法の改正といふのはいまだかつてなかつたですよ。しかもこのことは、日本の議会制民主主義の根幹に觸れる問題ですからね。それは社会党の中だつて派閥がありますよ。しかし、さういふ派閥政治の影響といふものをできるだけチェックするやうな立場でお互には取り組まなければならぬと思ふんです。その点私は、スタートから非常にまずかつたと思ふんです。これは後刻総理に聞きますが、この時点に立つて、なお、内閣の最高責任者としての総理がなさるべき、きつたる決断力をもつて対処されておられないやに見えぬ点は、私は遺憾の意を表明するを越えて、責任を追及したいといふほど思つてゐるわけですが、御所見を承りたい。今からでもおそくないでしう。

○国務大臣(安井謙君) 閣議で発言をしたときに総理と打ち合わせをいふなかつたじゃないかといふやうな内部的批判もありますが、(矢嶋三義君「総理がカバーしなかつたといふことですね」と述べ)カバーどころじゃないのでありまして、これはもとより、現政府の出しております重大法案であります。したがって、それにつきましては、総理以下各閣僚も十分御賛成になつておることあります。ま

た、閣議の発言のときにも、それは総理と事前に打ち合わせるどころじゃない、総理からも積極的に発言をされておる場合があります。それから、あるいは中間報告的なもので、私のほうから一方的に報告をしたために、何もそこで議論にはならぬ、よくわかったということで終わっておる場合もござります。いろいろな場合はあるものであります。これはまあ一々内容を私がこうであつた、ああであつたという御説明をする必要はなからうかと思ひますが、事態は決して、総理もいかげんにしようと、あるいは非常に不熱心で優柔不断であるといったようなことは毛頭なかつた。今度の選挙法改正というものは政府としても非常に重要な問題で、ぜひ政治的責任においてもこれをやらなげいかぬ、こういふかたい決意を持っておりまして、また、私もその線をやっておりますことは間違いないのであります。しかし、政治でありますし、また、多数の党を擁護しておるし、ことにこれが議員の一身上の問題に非常に関連の深い問題であるので、おのずから普通の法案以上に全般的な議論が出ることもこれは当然であります。しかし、それに対して、できるだけ党の多くの立場にこの法案を出さなげなぬゆえんのもの、説明をして、できるだけ限りの了解の努力をするということは、これは私の責任だと思ひまして、何もいわゆる派閥へおべつか使ふとか、派閥をどうするとか意味じやなく、私は、党の多数の得る限りの人に、こういう法案を出さなげなぬ、これは党のいわゆる立案した制度改正法じゃないんだ、政府が現段階においてこ

うものを出さなければいかぬという趣旨の説明をできるだけやつたんで、むしろその結果によつてこれは提出することができたというふうな解釈もできるかもしれません。ただ一方的に命令して、こうやるのだというだけの命令を上からすれば事足りるというふうにはなかなか――矢嶋先生も非常なベテランでありまして、政党なり国会の運営等も厄介な事情がありますので、そういう点についてはできるだけの手は尽くしてやっていたといふことで私もやっておるわけなんです、そういった点について一つ意のあるところを御了承願われば非常に幸いだと思う次第であります。

○矢嶋三義君 内容面を統一して伺ひますがね。衆議院で修正された、選挙運動に従事する者、いわゆる運動員に対して報酬を出すということは、従来の選挙運動員の行為は無報酬行為であるという方針に反して行くと思ふのです。従来は労働者並びに単純なる事務に従事している人に配慮したわけですがね。この方針でいくのがやはり私はいいと確信するものですがね。この点は修正されて、政府原案と違つて参つたわけですが、こういうふうな修正して公布施行された後に実際選挙運動が始まつた場合にどういふ影響が現われ、どういふように発展していくだろうと自治大臣は予測されておられるか。これは明らかに合法的買収を助長するものだと思います。そういう事態が必ず起つてきます。そういう人件費面での選挙費用というものは非常にたくさん参入すると思ふのです。この点いかように認識をされ、予測をされておられますかお答えいただきたいと思ひます。

○国務大臣(安井謙吉) 政治運動者に対して報酬を払うべきものでないといふ矢嶋委員のお考えには私も全くそのとおりと考えております。したがいまして、今度一部字句修正になつております。字句修正といふか、むしろ字句を明確にするといったような点で修正案が出された点につきましては、私はこれは現在の選挙法及び今度政府が出しました選挙法、それから字句的に若干の修正をされましたこの衆議院の修正部分、これはいづれも同じまして根本的に大きな違いのあるものではないといふふうに実は考えております。政府が出しましたこの法律案につきましても明確に説明を解釈としていたしておるといふことは、御承知のように、選挙に際しては選挙の労働者というものに当たる者は報酬を出してよろしいといふことになつております。ところが、その労働者というものの限界がはなはだつかない。いわゆる体力的な労働だけを対象にするのか。一部事務にわたる面も含んでの話か。いふことになりまして、なかなか実態上の明確な解釈が行なわれてなかつた。そこで私も、この点は純事務に関する者についてはこれはやはり労働者と同様に報酬を払うべきものだ、これは現行法をむしろ明確に解釈をする、こういう態度で説明をいたしておつたわけでありまして、この点は審議会におきまして、御承知のとおり、委員会におきましては全面的に取り上げられておつた問題なんでありまして、きまつておつた問題なんでありまして、最後に総会におきまして異論が出ましてこれは取り除かれた、そういう

精神もありまして、私どもはこの際これはいわゆる体力的な純労働というものと同時に、純事務に向かう面も当然そういう報酬は支払われるべきものであるといふ解釈をしておりまして、これは考え方として今の選挙法は非常に広い意味で、多数の人を相手にして相当複雑な事務をとつておる、これに相当長い期間無理をお願いをして、契約もして、お願いをしておる人、にまで全部ただ働きをしろという思想自体がいかにかという気がいたしまして直したのであります。ところが、衆議院のこの審議過程におきまして、そうは言はうが、どうも末端でなかなかこの判別はつきにくいぞ、はつきりしておかないとこの精神があいまいになる危険があるといふことで純労働及び純事務――選挙運動者じやございませぬ、はつきり申しますが、選挙運動者じやなくて、選挙運動の事務に従事する者に限るといふ明文を入れまして、しかもそれがあいまいに支払われたんじやいかぬので、これをあらかじめ選挙管理委員会に氏名を届出をいたしまして、一定の人員に限つてこういふ者を純事務に使うからといふことを明確にしまして、むしろこの名をかりて選挙運動報酬等をやるという弊害あるいはその区別がつかないために末端でいろいろ紛糾が起る弊害というものをなくしようといふのがこれは精神でありまして、そういう意味から、これは私も衆議院でこの修正部分につきましても本論が曲げられておるものであります。これは決して考えておりません。この修正部分の内容についても、御承知のとおり、運動に従事する事務員に限るといふわざわざカッコづけの言葉さ

え添えてあるわけでありまして。ただ、人員が多いとか少ないとか、あるいは全国参議院とか地方参議院、衆議院といふようなものの比率をその際どう見るべきか、こういう点についての御議論はこれはあろうかと思ひますが、私もそういう意味ではものをむしろ明確にするといふことでありまして、決して選挙運動の報酬を払うというつもりはないことをはっきりいたしておきたいと思ふ次第であります。

○矢嶋三義君 修正者にお伺ひいたしますが、この一定人数というものは三十人を超えておるというものが、さうであるかどうか。そうならば衆議院選挙においては毎日でもこれは私はかえられねえと思うのです。二十日で六百九十九人かえられるわけですね。そういうことを予想されておられるのかどうか。おそらく私は、私も選挙をみずから参入する、また、人の選挙事務責任者になつてやつたこともあるのですが、金銭的な収入等をお考えになつて選挙事務所に働く人というものは、ピラズリをするような労働者以外には皆無にいつてもよろしいです。その候補者に心酔し、共鳴しておる人とかあるいは政治に非常に関心をもち、政治的意見を持つておる人が非常に犠牲的に働かされておるのが大部分です。だからこの改正をやる、私は実際運用していった場合には、従来そういう形で働かされておる人は無報酬で、別の人を雇ひ出で、そういう人々に毎日かわるがわる七百円ずつ支給をして、実質上の合法的買収行為が行なわれる可能性が実際

問題としては非常に多くなるのではな
いか、かように予測しているのです
が、修正者はどういうお考えでいらっ
しゃるのでしょうか、お答えいただき
たいと思います。

○衆議院議員(高橋英吉君) 実際上私
どもが考えたのは、事務員ですから、
そう毎日々々差しかえることは、これ
は不可能じゃないかと思っております。
す。しかし、よほど巧妙な手段で――
巧妙な手段という言葉を悪いです
が、事務的に処理をうまくやればそう
いうこともうまくできるかもしれませ
んけれども、かえって混乱を来たすか
らそういうことはあり得ない。差しか
えるにしても、三度とか、五度とか、
七度とかいうような程度じゃないか。
七度も差しかえることはないのじゃな
いかというふうなことに、結論的に
は、いろいろみな話し合った結果
は、そういうふうなことになると思
いますし、実際そういうふうな程度で
ないかと思ひます。毎日々々差しか
えたり、それから今お話しになったよ
うな、実際の事務に従事している者は
だ働きで、あまりそういう事務に従事
しない者にお金を渡すというふうなこ
とは、また、これは非常な不公平とい
いますか、アンバランスといひます
か、混乱を来たすようなことになっ
て、実際上そういうふうなやり方で選
挙運動はできないのじゃないかと思
います。逆に、そういうことになるとい
うと、実際事務をとっている者、届け
出せずにいろいろ選挙事務に従事して
いる者に対してまた非合法に支出をし
なければならぬというふうなことが起
こりますので、いわゆる届出以外の者
に金を出すということになり、かえ

てそれが選挙違反ということになるお
それがあると思ひます。そういうよう
な関係で、厳格な届出主義で大体の人
数を限定したほうが、選挙界がきれい
になるのじゃないか、うまくいくの
じゃないか。すべていろいろな面にお
ける摩擦、相剋とか、紛争とかなん
かというふうなものがないのじゃない
かというふうな考え方で、ああいう
ふうなやつておられるわけですが、
何といつても政令でやるわけだから、
直接われわれ議員がタッチはできない
から、今後政府がどういうふうなやり
ますか、その点については政府もい
ろいろ考えていることだと思ひます。

○矢嶋三義君 私、皆さん方の御意
見もわかる部分もたくさんあるの
です。それから前回の委員会参考人の
御意見も承り、傾聴すべき点もある
と思うのです。ただ、私一番心配する
のは、皆さん方修正された自由民主党
内ではどうか知りませんが、私が関与
した範囲内では、社会党にしろ、ある
いは革新諸団体、政党内にしろ、選挙
あつて、こういう点で全く改正せねば
ならない必要感にぶつかったことがな
いのです。こういう改正によって、金
のかかる選挙のムードを作るおそれ
があるという、これを一番僕は警戒して
いるわけです。ともかく金のかかる、
人件費のかかるというムードを作ると
思ふのです。それとあわせて買収の一
つのアリの穴をこしらえる、誘発する
という点、実際問題として公布施行
し、この改正で選挙をやった場合に
は、相当おそれるべき情勢というものが
出てくるのではないかと予測されるが
ゆえに、先般来質疑もし、批判もして
いるわけです。純然たる事務員だけを

対象にしているのだということですが、
が、選挙事務所の数も選挙の種類に
よつて違ふわけですね。そういうこと
は、登録人員を決定する要素としては
考えないのかどうか。政令で一定人数
を規制する場合には、いかように、ど
の程度の員数を政令で規定しようとし
ておられるのか。自治大臣のお答え
をいただきたいと思ひます。

○國務大臣(安井謙君) いろいろそ
ういった御議論いただきまして、今、精
神はそういうふうなものでありまし
て、純事務に關する部分について相当
長い期間拘束をされておる人に一定の
報酬、それも今の物価でいうならば最
低限の報酬を払うのが筋であらうとい
うふうに考へておる次第でありますし
て、費用が非常にかかるんじゃないかと
いう御意見もございしますが、これは御
承知のとおり、延べ人員にすると、今
一応想定しておるもの三十人で二十日
間前後というところ、まあ六百前後の延
べ人員になるわけです。これに七百万
円としまして四十二、三万円、こうなり
ますと、たとえば今度の参議院の選
挙、法定費用等で想定されますもので
比較いたしますと、大体全体の費用の
一割前後のものじゃないか、これに要
する費用は、というふうなことで、そ
のために私は非常にこれが特に金がか
かる、買収を助長するといったような
ものにはなるまい。しかし、今お話し
のような、全国の参議院と、地方区の
参議院、あるいは衆議院、そういうた
ようなもの、あるいは地方議員といつ
たようなものにつきましても、基準を
体どういうふうに見るのか。どれもこ
れも一緒に見ていいのかということ
につきましては、これはまだ検討の余地

があると思ひます。いろいろ御審議
の過程で御意見のあるところを十分参
酌いたしまして、合理的に政令等でき
めていきたいと思つておるわけであ
ります。

それからなお、今延べ人員六百と言
いましたが、これが毎日とりかえれば
なるほどそういうことになるのであり
ますが、純事務に従事する人間とい
うものが毎日はおろか、二日や、三日で
取りかえるということにはなはだ不穩
当であります。そういうことを露骨に
やるということになれば相当問題に
なつてこようと思ひますので、そう
いうことのあり得ないように私も考
へていきたい。ほんとうに事務に従事
するそれに必要な限度というものに実
態が運営されるようにでき得る限り考
へていきたい、こういうふうに思つて
おる次第であります。

○矢嶋三義君 非常に大臣はけつこう
だと思つておるが、善意にものを
善意に考へておるが、私はそう思つて
す。それで伺ひますが、日本の政治家
は選挙をする場合に、選挙法をいかに
守つて選挙をしようかと考へて選挙を
やられる人が多いでしょうか。それと
もどこに抜け穴があるか、どういふ
うにしたら抜け穴があるかというこ
を真剣に研究し、考へて選挙をやつて
おられる政治家が多いでしょうか。い
かがですか。あなたの認識を伺つてお
きたい。

○國務大臣(安井謙君) 選挙のことで
ありますから、正直に言つて、でき得
る限り効果の上がるような方法をとり
たいというの、これはいづれも人情
であると思ひます。そのために、し
かしどういふ点で法律にひつかから
ないようにはやるかという点は十分配意の
上おやりになつておることだと思つて
おります。

○矢嶋三義君 大臣を含めてほとんど
の人は後者だと思つておるのです。これは
法規制以前の政治的、道義上の問題か
らスタートしなければ解決できない問
題だと思つておるのです。現実にはそう
から、だから法規制の場合にはそうい
うことを勘案してやらないといふと、
その実効のない無意味な改正に陥るお
それが多いと思つておるのです。私はそ
う観点からこの法律案を見て申し上げ
ておるわけです。ところが、答弁を承
ると非常に善意に考へ、善意に見た角
度から述べられておりますから、それ
だけでは実効をなかなか上げ得ない
という点を僕は指摘しているわけです。
もう一、二点総理閣下の前に伺いま
すが、衆議院で修正された後援団体の
寄附、供託、接待に対して一定期間内
における禁止の件ですね。これは大臣
どういふふうにお考えになりますか。
実効を上げる意味で、私はかりにこ
ういふ改正をするとしても、期間の切
り方が要するに一番重要だと思つて
す。私はわが国の実態からいって寄
付をしたり、あるいは供託、接待を
したのはその選挙に近いほど効果があ
つて、その選挙期日から時間的に遠
くれば遠くは遠く二乗か三乗に比例
してその効果は減滅するのわが国の
態だと思ひます。したがつて、任期満
了期と関連づけて三カ月、それから衆
議院の解散後云々というものはほと
んど意味がないと思ひます。わが国の
実態から、解散権は内閣にありとし
てやられておるわけですが、解散が
あつたときにはもう終盤戦に入つてい

るのじゃないでしょうか。参議院通常選挙にしても、三カ月前というのは中盤戦はおそろしく終盤戦に入っているのじゃないでしょうか。現にこの七月一日に通常選挙が予定されておりますが、お互いの参議院の実態を見てもわかるのです。大体一年前からはすべり出しているのです。六カ月前には選挙戦に突入しているようなものです。

よ。今どき七月一日にやられる選挙戦の序盤戦なんと言われたら笑われるのじゃないか。幾ら軽く見ても中盤戦いや終盤戦だという見方が常識じゃないでしょうか。私はそういう実態を考へる場合に、三カ月、それから解散後というのは意味をなさぬと思うのであります。この点については修正者の高橋先生もだいたい御苦労、配慮されたことと思うのであります。これに對する御所見を承るとともに、私は具体的な意見を申し述べて提案してみたいと思うのであります。かりに、こういう修正をし規定するとすれば、衆議院の場合は選挙後二年後はいけないとしたらいいと思う。まあわが国の現在の政党政野からいって、かつてあったように、一年以内解散とか二年以内解散とかいうことは割に少ないと思ひます。そうしますと、衆議院選挙があつて二年後はいけないとか、あるいは一年半でもいいが、一年半後はいけないとかいうことになればある程度効果があると思ひます。解散後というのでは全く私は意味がないと思ひます。それから参議院のように任期満了によつて行なわれるのは三カ月ではお話にならないので幾ら議つて考えても、少なくとも一年という数字ぐらいとられなければ実効はないと思ひます。一年

前にはすべり出してあります。三カ月前ということになりますと、ことに全国区では勝負がきまつております。それが実態だと思ひるのであります。かりに衆議院修正の立場に立つてもこの規定の仕方では実効がなく、私は疑問を持つわけですね。その点私見も申し述べ修正者と自治大臣の御所見を承りたいと思ひます。

○衆議院議員(高橋英吉君) なかなか問題はむずかしいと思ひます。選挙運動といふことになればむしろどの時期でもいかぬわけですね。選挙に関するといふので、選挙運動まではいかない段階の行為があるわけですから、これをどの程度に規制するかということとはなかなかむずかしいと思ひますが、具体的に結論的に今の当該選挙だけをどういふふうに明確に規定するかというふうな問題の場合には、何といふか、一面心配する人は当該選挙ということになっていて、もういつの場合でも、いつの時期でも選挙に関する認定されるおそれがあるというふうな考え方をして、非常に取り締まり規定に對しておそれをなす人もあります。で、逆に選挙に關してということから、非常にあいまいだからとまあどころがないから、結局さる法の表現になるんじゃないかというふうなことで、むしろ期限を切つたほうがいいんじゃないかというふうな、そういうふうな辛しい見方をする人がいる。衆議院の社会党さんの堀君なんか、それで当該選挙ではこれは取り締まるということができなから、どうしても期間を設けるべきだ、期間で明確にすべきだというふうな議論。だから非常に両極端の議論がある。非常に甘く見る人と辛く見

る人と、当該選挙といふのを。そういうふうな関係で期間を設けたほうがいいというので期間を設けることになつたわけですが、その期間の点については、あの任期満了の場合の三カ月というのは、常識的に見てどうかという問題もありましよう。一年先のほうがいいという議論もありましよう、六カ月前のほうがいいという議論もありましようし、これはなかなかむずかしい問題だと思ひましたが、とにかく三カ月以前の運動は運動といつても、これは選挙運動ではないので、選挙に関するそれだけの行為なんだから、三カ月前では、今、矢嶋さんが言われたように、効果がだんだん薄くなつて、もう選挙のときには効果がな

いんじゃないかというふうな議論も起つて三カ月というところにしたわけなんです。衆議院の場合は、今言われたような場合もありましようけれども、吉田さんのときの抜き打ち解散、それからばかやろう解散なんかというやつはほとんど事前にわからなかつたわけですね。そういうふうなこともあります。その問題で、それから憲法上の関係からいくと、解散権はほんとうに六十九条のあの条文以外に政府にあるのではないかと、これも問題です。それから、したがつて、解散といふのを事前に予知するといふふうなことを、そういうことを法文上に現わしていかどうかというふうな問題、そういうふうな問題もありましようし、現実上つかみにくいという点もあつて、これはもう技術上不可能だからというふうなことで、解散の翌日からというところにしたわけですが、しかし、今言われたように、二年以後禁止だといふ

うな、解散の場合といふんですか、そういうふうなことも一つの考え方だと思ひますが、これにもいろいろ欠点があると思ひますが、なかなか矢嶋さんの御提言にみんな賛同するかどうかかわりかねるのです。私も今年二年という期限についてはどうかと思ひつて、大体そういうふうな関係であいいうふうな結論を出したわけですね、完全だとは思つておりません、衆議院の解散の場合でも、任期満了の場合でも。

○国務大臣(安井謙吉君) 私も大体高橋議員のお話のようなことであると思ひます。当該選挙といふものに關して十分な制限を設けることがよろしかろうと思つたんであります。実際この時期の判定といふものは非常にむずかしい問題がございます。しかし、いざにいたしまして、時期を区切る区切らないにかかわりませう、それが事前運動といふ形をとります限り、いつの時期でも、これは一年前であつてもいかぬといふ建前に変わりはなないものであります。それから、そういう点で後援会の活動といふものに区切りをつけられる、時期のつけ方にいろいろ御議論はありましようが、つけるというのと自体には、どうもこれは明確にするという趣旨からやむを得なかつたか、院の決定を見ればやむを得なかつたかといふふうには思つております。

うが、私はおかしいと思ひます。それは原案が一番よろしいですよ、政府原案が。議員みずから寄付をしたり供応、接待する人が中にはあると思ひます。しかし、そういうことに非常に依存する政治家といふものは僕は軽べつしていいと思ひます。むしろそれよりは後援団体の名前で、先生こう下さいといつて、本人はあまり気が進まないのだが、無理やりにやらせるといふのが今日の事態では非常に多いと思ひます。そこで政治家は金が必要なんです。根幹はそこにあると思ひます。これがいろいろに波及していくわけですね。政治にある程度の金が必要なんです。政治に金があるのがあつて、ここが一番日本の政治家の苦しむところ、悪政の根源に私はなつていこうと思ひます。事実お互いのを見てごらんない。もう衆議院の解散風がちょっと新聞紙上に吹き出すという、遊覧バスが連日押すな押すなという、それで衆議院食堂にも入り切れぬほどになつてくるのでしう。た

○矢嶋三義君 もう一回だけ伺つて、あの質疑は一応総理に総括質問をやつた後にいたしたいと思ひます。それは今の点ですが、政府原案が一番いいんですよ、それは。こういうふうな解散後はいけないとか、あるいは三カ月後はいけないと規定すること自体、いろいろお考えになつたんであ

います。効果があります。かかるがゆえに、後援会の世話人も議員みづから責任がある。そういう意味で任期前とか解散風の吹く前は押すな押すなでしよう。ところが、参議院の選挙は、通常選挙はいつでもあるということがわかっていますから、大体、遊覧バスがよけい来る時期は今ごろじゃないですよ。たいがい六カ月前くらい前に済んでいますね。それは統計とててもすぐわかる。もう最近はやや下火です。候補者の選挙がきまるかきまらぬかというところから選挙前四、五カ月前は非常に多い。これは一年になつたら私はこういう点は非常に肅正できると思うのです。

だから私の考えは、これは政府提出原案のように、修正しないのがベストだ。かりに数字を入れて修正するにしても、解散後とか三カ月というのでは全く実効がなくてお話にならないと思う。こういう立場で、衆議院のような修正の前提に立つて考えた場合でも衆議院ならば選挙が、解散後総選挙が行なわれて一年半とか二年後はいけない、あるいは参議院の通常選挙のような場合には、選挙以前一年はいけないとかいう程度の数字を使えば、法としてはおかしいと思うのだけれども、幾らか効果がある、こういう気持ちで伺っておるのです。この点、自治大臣、これであなたの提出原案と非常に変わった修正をされておるのですが、一体効果があると思っておるのかないのか。立法院でもって修正しても、原案提出者としては私はこう思うということと言ったからといって、ちっとも差しつかえないわけだからね。これは立法院で法律化されたら、内閣とし

ては立法院の決定ですから、三権分立のもとで行なわれておることですから、これは百パーセント尊重する、そのとおりサーバントしてやる義務がありますよ。しかし、みづから国会に法案を提出し、今審議中であれば、今の過程としてこういう修正があり、修正意見があるけれども、われわれ提出者——政府側としては実効の上がるためにはかくかくだということを発表する自由はもちろんあるわけですし、そうあつてしかるべきだと思ふのです。そういう点から自治大臣の御見解をもう一ぺん承って、私の今の質問を終わりたいと思います。

○国務大臣(安井謙吉) 私も精神におきましては矢嶋委員のおっしゃることに決して異論を唱えるつもりはありません。したがって、期限を切ろうが切らないが、事前運動というものがあれば、これは六カ月前でも一年前でもこれが露骨にやるか、露骨と申しませんが、認定される限りはこれはいかに、この従来の建前あるいは新しく特にそういつた点に留意をしたいという精神はそのまま今後も強く残していかなければならぬものだと思います。あとは今の高橋委員の言われるように、技術的な点につきまして、今の矢嶋委員の言われる選挙後二年というののも一つの案かもしれませんが、まあこれは二年以内に解散がないという保証はあり得ないことでありましようし、これもなかなか、技術的にどうすればいいんだというようなことが非常にきめにくいということからこういつた取り上げ方がされておるのだらうと思ひます。いずれにしても、どういふふうになきめましようとも、事前運動、こ

とにそういう接待やその他後援会が寄付をするというような形における事前運動というものは、これは十分に今後も取り締まらなければいかぬし、なというところでなければならぬまいと思つております。

○中尾辰義君 今の矢嶋さんの議論もありましたけれども、私はもう少し強硬な意見を持てているのですが、答申案のほうには選挙に際してという言葉が入っていないわけですがね。ですから矢嶋さんのおっしゃったような中途半端なことをせずに、あつさり選挙に際してという政府原案の文句は取つちやたらどうするか。公明選挙を推進する上においてはそのくらいのことをしてほしいのじゃないか。そうでなければ、じゃあ選挙に際してはやつてもいいの、じゃあ政治に際してはやつてもいいの、これでは何ぼでも抜け穴があるわけですから、ほんとうに政府が公明選挙を徹底するという腹があつたならば、私は答申案のとおりやつたほうがむしろさつぱりする、三カ月だの二年だのというふうのはかえつてめんどうで、ややこしいと思ふのです。それはどうですか、その点は、大臣。

○国務大臣(安井謙吉) お話のとおり、選挙に際してという言葉があろうがなからうが、選挙の事前運動をやるというところは、後援会活動としてもこれは禁止をされなければならぬと思ひます。しかし、政治家が社会的に活動をしておる、それはやはり大衆の支持をあるいは大衆とのつながりがあるわけでありましようし、また、そういうようなものを持つ手段として後援会活動というものが常時あることは、私はこれはやむを得ないと思ひますし、また当然のことだらう、そういう場合に普通の常識を越さない社交程度のことが行なわれる、これは私は人間が社会生活をいたしております限り、当然、やむを得ないというふうな考えておりました、それがこの選挙の事前運動というものとは結びつかない限度というものに線を引くことは非常にむずかしい問題であります。そこをおのずから良識で分けていくより仕方がないのじゃないか。特に後援会というものを持たなければじゃあ一番いいじゃないかというところにもなりますが、一つの団体自体が後援会と同じような組織になつておるような場合もあるでしようし、あるいは特別の候補者が後援をされてやつておる場合がある、また、ある候補者自体が多くの層との接触を必要とする上にできる限りこれを広く拡大していくといういろいろな場合があるうと思ひますので、これを一部だけを全面的に禁止するということもこれは私は困難な問題であらうと思つて、次第であります。

○中尾辰義君 それで、今おっしゃつたように、社交程度のおつき合ひはよろしい、その程度でいいんじゃないでしようか。あらためて選挙に際してということでもなくとも、答申を尊重して、それは入れらるならば今あなたのおっしゃつたように、社交程度のおつき合ひを限度とする、この程度で私はいいと思ふのですがね。ことさらに選挙に際してということを入れますという、そういうような弊害が出てくる。

○国務大臣(安井謙吉) この選挙に際してという言葉は、実は現行法にもい

ろいろなところ、問題を明確にするために御承知のとおり使つてありますので、やはりこれは慣用語といひますか、今までの、現在の法文とのバランスをとる意味もあつてこういうことを入れておるわけでありましよう、要は今おっしゃるやうに、これが明らかにだれが見ても過大な買収行為になるようなこと、こういうようなことは、たとえ時期が半年前であらうが一年前であらうが、これはいかぬという精神に変わりはなく、こういうふうな考えておるわけでありましよう。

○加瀬亮君 常識でとおっしゃるが、ひとつ大臣の常識で政治活動と選挙活動はどこで区分けをするのかおっしゃつていただきましようか。

○国務大臣(安井謙吉) これはなかなかむずかしい面があるし、個々のケースによつてこれは私は判断をせざるを得ぬという面が多からうと思ひますが、私は要するに、選挙をやるのでございいますからよろしくお願ひしますという意思がはつきり現われるという形のものでなくて、政治活動をやつていく上における意見も聞き、あるいはまた、親交も深めていくとか、あるいはまた、自分の意見のあるところを十分述べるといったようなものが一般の政治活動なりあるいは後援会活動であらう、こういうふうな思ひます。

○加瀬亮君 具体的に問題を出して伺いたいと思ひますがね。百円の会費を集めて五百円くらいのごちそうをすることは政治活動においては何ら必要のないことですね。選挙を頼むと言おうが言まいが、当然やがて候補者と目せらるべき者が中心になつて後援会と称して安い会費でござい食べさして

おみやげを持たしてやったりすることは、これは選挙を頼むと言わなくなつて明らかに政治活動ではありませんね。

○國務大臣(安井謙君) これもその時期、方法その他いろいろあるうと思ひます。たとえば援護会というものは何も候補者が自分で金を出すというふうなものに限つたものじやありません。あるいは候補者が若干の負担をするという場合もあるうと思ひますが、大體有志がおつてその人の政治活動を手廣く、広くやらせるために資金の応援

をする場合もありましょうし、また、いろいろ大衆にそういった人柄を知らしめるという必要もありましょうし、たとえげそのこと自体、百円の会費であつたがたまは何かおみやげがついたといふようなことがあつても、これはそのときの状況、そのときのあり方といふようなもの等あわせて考えてみませんと、にわかにそれだけがいかにめづかしいと断定することもなかなかないといふうかと思ひます。しかし、考え方の基本として、私は名目に会議をとつておいて候補者となるべきような人、あるいは政治家といふような人がいかにただ物できげんをとるとなれば、歛心を得るといふ方法を専門にやるということとは、これはやはり十分戒めなきやならぬといふうかと思つております。

○加瀬亮君　しかし、そもそも審議を設置したそのねらいは、くどいよで、何度も申し上げて恐縮ですが、公明選挙の推進ということなんです。少なくとも公明選挙をマインスしているな面というものはあらゆる手を打って防いでいく、防止していくという

とが建前でなければならぬと思うのと
です。今、腐敗選挙の一番の、数も多
いし顕著な例は、後援会の名義で事前
運動をすることもその一つであろうと
思う。後援会ですから他の者がその政
治家を後援するというならいいけれ
ども、後援会を集めて費用は候補者が、
政治家が負担して、そういう形の会合
というものは、これは政治活動として
は本筋じゃないと思う。これを押えて
いくのは当然だと思う。これは、御修
正をなさいました先生方がいいかです
か。

○衆議院議員(高橋英吉君) なかなか議論があるところと思います。かりに私個人といたしましては、代議士になつたがために負担しなければいけぬところの冠婚葬祭の支出から、それかから後援会以外のどこ公民館を建てろから、プールを直すからということで寄付を強要されるわけです。たまつたものじゃないわけです。実際国會議員であるがために課せられているところのこういうふうな重荷、これがなかなかつらだのくらしい国会にも、愉快な役割であるかというふうに感じるだるうと思いますが、毎日々々それで憂うつなわけです。そうかといつて、それを法律で全面的に禁止するというふうなことをやった場合には、抽象的に言いますれば、角をためて牛を殺すといふふうな弊害がたぐさん起つてく

もその一つだろうと思うので、後援の今のような具体的問題で、候補者のといいますか、国会議員のほうから費用を出して、そしてみやげまで持てごちそうして帰らすというふうなと、この場合はこれらのやはりそれぞ

れ後援者と国会議員との個人的な交際、社交といえますか、そういうもの、一つの現われで、政治的な何でもないと思うのですが、ただその場合に、多くの場合はその後援会でいろいろな国会報告演説会とかそのほかいろいろ政治問題の座談会とか講演会、いろいろありますから、そのほうは政治活動と思うのですが、それとごちそうとは別個のものだと思ふのです。そういうふうな関係で、政治活動と選挙運動との関係はまあはつきりすることになると。われわれでも平素後援会の会合が

あつて、そこで政見の発表、国会報告の演説をやりましても、この次に出たときには頼むぞということとは言えないわけです、選挙運動になるおそれがあはるわけでありますから、言えないわけですが、皆さんもおっしゃらないと思いますが、そういう工合で、政治活動というものは間接には選挙にむろんつながるけれども、直接にはつながらないと思ひます。選挙運動というやつは、選挙に關するやつは、直接得票に關係するといふ、選挙運動そのものはまあ直接に關係する、得票に關係するといふ場合といふふうなことで、観念的に公けられるとは思ひます。

○加瀬亮君　あなたはなかなか長い御答弁なさいましたけれども、やはりあまりはつきりしない。はつきり御説明ができないほど、政治活動と選挙活動というのは分けにくいもの——分けるににくいものならば、政治活動という大きなものの中に全部含めてこれは取れ縮まりの対象にするのが当然なんです。そのほうが取り縮まりもやりやすし、あるいは効果も上がるといい、あるいは効果も上がるといい、とに私はなると思います。私がさつと

から伺っているのは、選挙活動の面もあるとか政治活動の面もあるとかいふことでなくて、当然選挙活動が予想されるような仕組みで政治活動と称してやることは、これは政治活動の本質ではあるまい、こう伺っているのです。

自治大臣に重ねて伺いますが、明らかに第三者が見て選挙活動だと思われるような内容を含めて——具体的に言うならば、百円ぐらいの会費をとって五、六百円ぐらいのごちそうをしてよろしく頼むということが明らかに参会者にくかるような方法でこれを政治活動と

して会合をしても、これは政治活動ではあるまい。また、そういう政治活動は、これは自粛すべきじゃないか。この点はどうです。

○国務大臣(安井謙君)　でき得る限り、そういう誤解を受けるようなことは、私は、今は今お話のとおり自粛すべきものであるということには異論はございませぬし、また、そうあるべきものだろうと思っております。ただし、それだからといってそういうものをすべて法律で縛ってしまえ、あるいは取り締まってしまえということになりませんと、今の社会的な慣習、社会生活に非常にまた無理な面もでてくる。

わゆる後援会活動のおみやげだけに限りません。今までもいろいろな東京でスターが出ております。それからいろいろなスローガンだけ張った名前のゼスターもたくさん東京じゅう出ておられます。そういうようなものを、一体それは選挙に関係ないのだからいいのだということがはたして道義的に言えるかどうか。ここらにもおのずから私当然、程度の問題、社会常識の問題、

問題がたくさんあろうと思います。言論・文書だから何をやってもしらぬのだというふうにはなかなかこれだといきかねる。たまたまそういう方法をとっておるが、その底意というものを、考え方自体というものをいうならば、私は同じような精神じゃないかと、いう問題が出てどうかと思うのであります。

○加瀬完君 伺っている点だけお答え下さればいい。今あなたのおっしゃるような点が悪ければ、それも取り締まるべきではないか。

それは刑事局長に伺いますが、通例をういった後援会などでもう明らかに事前運動が行なわれているわけですが、大体取り締まりの手続としては、その方が立候補をしてその立候補と並のいろいろの活動がつかかりをもつて確かに事前活動だということにならないうと、実際は取り締まりの対象にしないようであります、やはり檢察當局の御指導の方針もそうでしょうか。

○政府委員(竹内寿平君) 實際取り締まりの仕方といたしましては、御指摘のように、立候補してその点がはつきりしてから取り締まりをするといふようなことになるのが多いと思ひますが、しかし、建前としては立候補をすることがその他の証拠によつて十分であるかと思われるものであり、そうしてその行為が買収に当たるような行為である、そうしてその行為全体が特定の選挙のために当選を得る目的で、そういふ

ごちそうをするなり品物を渡すなりということがあると参り参りますれば、それは告示前といえども検査取り調べをした実例もないではない。ただ、今申し上げましたように、選挙運動と申しますためには、当該特定の選挙である、それから供応をした人が立候補するという意思がはっきりしておる、そうしてその趣旨とするところが当選を得る目的であるということが諸般の証拠によって確認し得るかどうかがいかに重要であるかといふことです。すれすれのことでありまして、一つの点でばやけておる、あるいは立候補するかどうかが疑問であるといふたようないろいろな事情から取り締まりが困難になった場合はあると思ひます。

○加瀬亮君 十二時から本会議が始まるので、政治資金規正法による届出の政党等の寄付金の団体で性格、内容のわからないものがありますから、これは選挙局長からお答えをいただきます。福田会というのは何ですか。

○政府委員(松村清之君) 実はこの政治資金規正法の届出の団体名にしましては、届け出されたものを私どもは受理しておるだけでございます。まあ常識的にこの会がどういふものであるかといふことは知っておるものもございますけれども、私どもはそれ以上これを突っ込んでどういふ会のものであるかといふことは承知いたしておりませんが、必要ならば調査いたしてお答えしたいと思ひます。

○加瀬亮君 じゃ次のものを午後お答えをいただきます。今言った福田会、それから信友会、国政研究会、正明

会、耕道会、蒸溜酒懇談会、西政会、金曜会、三友調査会、全国米穀問題同志会、以上はどういふ内容性格、それからあるはまた、ごなたの後援会なのか、後刻御報告をいただきます。

○政府委員(松村清之君) さつそく届出の書類に基づきましてお答え申したいと思ひます。

○委員長(小林武治君) それでは本会議散会後まで休憩いたします。

午後三時五十分開会

午後三時五十分開会

○委員長(小林武治君) これより委員会を再開いたします。休憩前に引き続き、公職選挙法等の一部を改正する法律案外一件について質疑を続行いたします。

○加瀬亮君 午前中資料をお願いいたしましたので、今いただいたわけでございますが、どうも選挙管理委員会でも内容がわからないといふことでは、私どもとしてはうなずけない。そこで総理大臣に聞かなければ、ほんとうは総理大臣の聞かされたところだから総理大臣に聞けば一番わかるわけだけれども、一応自治大臣に伺いますが、この金曜会といふのは、これはどういふ団体ですか。

○国務大臣(安井謙君) 金曜会、何か先ほど御指摘がありました金曜会、三友調査会、全国米穀問題同志会というやつにつきましては、届出が出ておりませんので、その内容を選挙局の事務当局でよく知らない由でございます。

○加瀬亮君 この政治資金規正法の問題は政治活動に対する資金規正というものが一応選挙活動のみのワキにはあ

したけれども、答申案は政治活動全般についての資金規正ということが問題になっておったんですから、したがって、一番寄付金の金額の張っている団体、あるいは自民党なり要路のそれぞれの総理大臣を初め有力閣僚なりにながら政治資金を寄付した団体といふものは、どういふ内容で、どういふ関係かといふことは一応資料としてこれは御用意をいただかなければ、審議に非常に事欠いて参ると思ひます。で、金曜会、三友調査会、全国米穀問題同志会、こういう団体はそれぞれみな自民党あるいは宏池会に相当多額の寄付をしていて、それがどういふ団体かわからないといふとすれば、政治資金が是か非かといふ論議をするにしてもしょうがありません。選挙局でこれがわからないとすれば、どこからわかるというわけですか、わからないで済まされる問題じゃないと思ひます。届出がないといふけれども、こういう団体から寄付をもらったという届出があるはずなんです。こういう団体かわからないとはどういふことですか。

○政府委員(松村清之君) この政治資金規正法による届出の受理を自治省のほうでやっておるわけでございまして、その届出には今御指摘の三つの団体といふものが出ていないわけでございます。

○加瀬亮君 そんなことない。出ています。

○政府委員(松村清之君) それはその寄付自体はそうであらうと思ひます。私どものほうは政治資金規正法による政党政治団体としての分だけを扱っておるわけなんです。それへどこが寄付するかというその相手先のほうのことはこ

れはまあ調べればある程度わかるかもしれませんが、それは私どもの所管の範囲外でございますので、今のところ了解してない次第でございます。

○加瀬亮君 そんな意慢なことではないです。衆議院の段階でも、交付金、補助金、あるいは財政投融資、利子補給、そういったような関係のある団体は政治資金についての寄付をすることはよろしくないという議論が蒸し返されて何回かあったわけですね。したがって、問題になっているそれぞれの政治資金の寄付者がどういふ内容、性格のものか、あるいは寄付を受けるものと寄付をするものがあるという関係にあるかといふことは十二分に調査をしておいていただかないと、一体衆議院段階でもそういう問題が出た場合にはどう御答弁をするつもりだったのですか。幸いにしてそういう問題、こまかいことが出なかった、出なかったけれども、そういう内容に入つての質問が時聞があれば当然出ることは予想されたわけですね。この前も私はこういう問題を聞いたけれども、届け出た団体でしかわからない、その性格、内容はわからないというお答えであつた。しかし、この前は、特別に政治資金といふものが、こういうふうな法案の原案の中で問題になっておらなかったから私は差し控えた。今度は問題になっておるのですから、じゃお調べになつてお答えをさせていただくとすれば、どのくらいの時間の余裕があればできますか。

○政府委員(松村清之君) これはちょっと今ここでどれくらいの時間ということは見当がつかないのでございまして、まあともかくこの現行法におきま

しては、政治資金規正法というものが届出のあったものを公表する、公表することによって一般のいろいろな批判を受ける、こういう建前にいたしておりますので、この政治資金の細部におわたつて立ち入つて調査するといふことはいたさない建前になっておるのでございます。今度法律で国と財政的なつながりのあるという新しい条項が入りましたのを機会に、国から補助金等をもたらしておるそういう団体につきましては、すでに一部調査もしておりますけれども、この関係の分につきましては、調査をいたさなければならぬと思ひます。政治資金規正法がそういふ趣旨でできておりますので、立ち入つてこれを調べるといふわけにも参らないのでございまして。

○加瀬亮君 この選挙局からの公職選挙法等の一部を改正する法律案の参考資料として、今私が例にあげましたように、交付金なり、補助金なり、補給金なり、委託費なり、こういうものの交付団体の一覧表が出ていますが、こういう一覧表を出せるのですから、それならば、交付金や何かももらつていないかを調査するのにおいても、当然寄付者であるべき金曜会なり、三友調査会といふものやあるいは全国米穀問題同志会といふものはどういふものか、ということが事前に調査されなければ、その団体が補助金をもらつておるものやもらつていないものやわからないうでしよう。

○政府委員(松村清之君) ここに提出してあります資料は、私どもの手元に出しておりますいろいろな書類に基づくものであり、また、各省にお願いをい

たしまして補助金等を調べてもらったものでございます。したがって、その当該団体に国から補助金が出ておるかどうかというようなことは、各省の手でわかりますが、その団体がどういうものであるかということまでは、これは調べがなかなかつきかねる問題であると思います。

○加瀬亮君 それじゃあなた方の選挙局は、その資金規制の問題で質問をされても内容の答えはできないと、こういうことなんですか。

○政府委員(松村清之君) 政治資金規
正法によりまして、私どもの手元に出
ております資料の範囲内においてはお
答えできますが、それ以上、その団体
が実質的にどういう内容のものである
かというそういう点までは、われわれ
は立ち入って調べる権限もございませ
ん。

○加瀬亮君　それでは政治資金規正の問題で、その団体と政府の關係等を質問をいたしたならば、自治大臣は選挙局で調査がなくて答えられないというやはり同じ御態度をとって、それは調査がないから答えられない、こういうことです。

○國務大臣(安井謙君) 政治資金規正法によるこの寄付の届出は、今局長の御話申し上げましたように、規制を受けておる団体が届出をしてくる、それを公表するということによって一般の社会にも明確にさせるというのが趣旨でありまして、それでは、今度は相正団体に對して、資金を出した団体がどういふものであるかということまで立ち至って調べるといふことは、何か特殊事件でもあるということならこれは格別でございましょうが、これは私ども

むしろすべきものじやなからうと、これはいろいろな会社の、そうなれば際限はないので、経理状態まで一々調べていかなければならない。こういうことは、私は今の法律の建前からやるべきものじやなからうと、こういうふう
に思っております。

○加瀬亮君 それじやね、結局、答申案として出てきた政治資金一般をも規制すべきである、特に政府と補助金その他で関係のあるものについては規制しなければならぬと、こういう答申でしょう。あなたのほうは、それを選挙に関するというワクをかぶせなければならぬ、選挙に関するというワクをかぶせたとところで、こういう前に指摘したような団体から、これは法律できまつていないにしても、政治資金を仰ぐということは、この公明選挙という建前からすれば妥当な方法であるといわれ

うものは、総理大臣に献金しておるのとい
ませんね。三友会なり金曜会なりとい
ませんか。その団体がどういうところ
です、宏池会へ。その団体がどうい
うものかというところから、こ
れが公明選挙に、そういうところから
資金を受けてプラスになるかマイナス
になるかということがわかりますか。

た人から聞くからいいですけれども、
 そういうことを立ち入って調べること
 がいいかどうか——立ち入って調べな
 ければ今度の政治資金の審議にあな
 たは答えられないじゃないですか。怠慢
 もはなはだしいよ。届け出た者だけこ
 こに提出した、わからないものはわか
 らない——それではその寄付金を出す
 団体がどういう団体か、どういう関
 係があるかということを開いたって、
 答えられもしなければお答えにもなら

ないでしょう。政治資金がフランスになるか、マイナスになるか、政府と関係があるかないかというのをどうして調べますか。あなたの方の答えがなくて、だれが答えるのですか。

○政府委員(松村清之宅) 政府と財政的なつながりがあるかどうかということとは、これは政府の内部の各省から補助金を出しておるかどうかというこということで判明をいたします。それで私の申し上げておるのは、金をもらつた相手の団体の名前ははっきりしておりますが、その団体がどういうもののであるかということについては、これはは調べるのがわれわれの権限としてはできないわけでございます。しかし、その補助金をもらつておるかどうかは、これは各省を通じて補助金が流れれておりますから、その点は調べればわかります。

○加瀬寛君 形式上補助金を若干もらっているかも知っていないかということとを調べるのが大切であれば、より以上、たとえば金曜会というのは一千万、三友調査会というのは七百五十万、これは三十五年度の下半期だけでも、宏池会に献金してゐる。そうすればそ

ういう団体かどういう団体かというは、これは御調査あつてしかるべきです。本人に聞けと言うなら御本人に聞きますよ。調査しないのが当然だと云つてお答えにならないことでは、私もは承知できない。政治資金の問題が一番大きくクローズ・アップされ、是非の論が激しいのです。政治資金をしておる団体がどういう団体であるかということを選挙局で調べないといふばかなことはない。答えられないと言ふんだから、それなら先ほど指摘

した国防研究会があるに、最近、日
会、蒸溜酒懇談会、金曜会、西政会、
正明会、こういうものもこういう名儀
で、代表者の名前はわかっております
よ。代表者がそれぞれの名儀でただ献
金をしたということだけしかおわかり
にならない。それでよろしいですか。

○政府委員(松本清之丞) 現在の政治資金法の建前は、ただいま申しましたのを繰り返しますように、政治資金の収支の状況を国民の前に公表するということにとどまるのであります。それ以上寄付をした団体がどういう団体かということまでこれをきわめるという建前にはなっておりません。でございます。

○加瀬亮君 今あげたのは寄付をした団体ばかりじゃないのですよ。寄付をもらった団体もあるのですよ。寄付をもらった団体がだれの後援会であるとか、

○政府委員（松村清之君） 政治資金規正法では、今御指摘のような団体が、出をされておるわけでございますが、その旨については、實正者といふことが、うこともお答えになれないという性格のものではないでしょう、政治資金規正法は。

その届出の内容に違背があるといふものではないか。たゞ、責任者は今御指摘のように、はっきりわかっているまい。しかし、その団体がどういう内容を実質的になしておるかということにはわれわれの調査する範囲外のものではございません。

○加瀬亮君　大臣にあつためて伺ひますが、審議会の答申の中にある選挙法改正資金を含めて広い意味の政治献金というものは今のままの野放しで公明選挙に絶対弊害はないとお認めますか。

で弊害がないとかあるとかいう問題より、これはいろいろ弊害があつちやうかぬから漸次これをひとつ直していきたい、いろいろ批判の出る面については逐次直していききたい、そういう意味から今度もこの政治資金に關しては、

当選運動に關しては、政府と非政府間の
 の深いあるいは關連のある団体からの
 献金を禁止するという規定は新しく起
 こしたわけでありませう。私も遂次そ
 ういうようなものを検討もしていきたく
 と思います。今後、またいろいろな
 政党法というもののがはたしてそのま
 の形でできるかどうかは別にしてしま
 して、そういう政党と資金とのあり方
 という問題につきましましては、今後
 もさらに審議会の御検討もわずらわし
 らない政府で検討すべきものはこれか
 らもさらに進めたい、こう

是つてお持ちするが、今の長岡一力さんのおつしやるように届出をして、お前に対しての寄付団体を逐一調べて、私たちは素性や中身を周知しないければ、これは怠慢だと言われましても、その点は今局長が答えたと同じように、私もものほうでは届出を受けてこれを公衆表する。たとへばまあいんなこと

いう形式のものがあろうと思います。不動産の登録にしましてもそうであります。戸籍登録にしましてもそうでありす。これはやはり届出の範囲においてこれをはつきりさせるということこそで法律は義務づけておりますから、そこから先に一々いつて調べなければいかにぬ、そういうことは、これは私はとり得ないし、今の建前ではそこまで要求は無理であらうと思うわけであります。

○加瀬完君 結局大臣も政治献金は現状のままでは野放しでは弊害があるということはお認めになりますね。

○国務大臣(安井謙君) このままでいくと弊害が生ずる面もなきにしもあらずというところは……

○加瀬完君 生じていますよ、現に。今まで生じていないとお考えですか。それでは今は生じてないとお考えでしようか。現時点で議論します。ここ数度の選挙で野放しの政治献金は公明選挙に一つも弊害はもたらしておらないと、こう御確認ですか。

○国務大臣(安井謙君) それは弊害の面もあると思います。ですから、これを今逐次直していくために今度も新しい選挙に於いては政治献金の規正を一部やっておるわけであります。

○加瀬完君 そこで、そうであればあなたがさっき御説明のように、政府と特別関係のあるような政治献金というものにはこれは規正していかなければならない、これはお認めになりますね。それならば政党や政府の要人の後援会であるところの何々会といったようなものがだれの後援会か、だれのバック・アップをしているのかということ

を調べなくて規正の措置云々ができませんか。あるいは献金する団体がどういう団体であるのかということが見当つかなくて規正の方法がとれますか。それをやっていないから私は怠慢だと言います。政治資金を規正する意欲というものはないでしょう、それではどうですか。

○国務大臣(安井謙君) まあ今の、とことんこういうものを洗っていくべきじゃないかという御議論も私はそれは必ずしも御無理じゃないという気もい

たしますが、今の建前はそういうふうになっておりませんのと、それからこれにもおのずから一定の限度がございますが、しかし、今言われますように、政治資金のあり方、献金のあり方というもののについては、これからいろいろな角度からこれは検討しなければならぬし、現にやっておるわけでありまして、今の加瀬さんなんかの御意見というふうなものもひとつ大いに私も今後参考をいたしまして、これからあるべき姿を検討する際に十分考えていきたいと思っております。

○加瀬完君 その今の政治資金規正法で立ち入って金曜会がどういうグループか、池田さんとのつながりは何かというのを自治省や選挙管理委員会が聞かれないのに発表する義務もありませんし、そういうことをすべきことではないというところはわかります。しかし、法案の内容の中には政治献金の問題が大きくクローズ・アップされているわけですから。特に政府とのつながり

の上において政治献金が公明選挙にマインナスをもたらすのではないかという点が論議になっているわけですね。それならば、公金や補助金をもらっている団体とともに、献金した団体がほんとうの純粋な意味の政治献金であって何ら池田さんと関係ないのだ、あるいは石井さんと関係ないのだ、岸さんと関係ないのだ、あるいはこういふように関係があるのだ、こういうことが調査されなければ、われわれが質問したときに、あなたはこれは弊害がないとか、これは純粋な献金で歓迎すべきだ、これはどうも規正しなければなら

ないものがあるでしょう。調査がないというところは私は怠慢だと言います。調査がなくちゃその団体の献金がいかに悪いかわからないと判定できないでしょう。どこに聞けばこれはわかるのです。

○国務大臣(安井謙君) まあ今の私は加瀬さんの言われるお気持ち、御意見が一部わからぬじゃないのですが、しかし、これはやはり非常にデリケートな問題だし、程度の問題も非常にあらうと思ひます。影響するところも非常に多いので、少なくとも今の建前じゃ、こういう献金先まで根掘り葉掘り調べ上げて、いいだどうだということの権限は与えられていないことだけははっきりしておるのであります。届出を受け付けてこれを公表するということでは相当のこれは今までの進歩的といわれているのであります。そこからは先の問題につきましては、やはりこれは今後十分に検討したい。どういふふうにあるべきかということ以外にちよつと御返事のしようがなからうと思つておられます。

○加瀬完君 選挙局長、あなたは自治省のお役人かもしれないけれども、選挙管理委員会が人格高潔にして適正にして公平なる人が選ばれていくわけだ。人格高潔にして適正にして公平なる人があの審議会の答申を見たとしてならば、政治資金の規正に問題がしほられるとしたならば、政治資金規正法によって届け出られていく団体の内容がどうかというところをこれは調査しておくのは当然のことでしょう、これは。

○政府委員(松村清之君) それは何度も申し上げますように、政治資金規正法によつて届け出られておる範囲以上には調べるわけには参らないのでございませう。したがつて、お手元にちよつと差し上げましたが、責任者の名前、それ以上には……せいぜい綱領程度ならわかりますけれども、それが一体だれに關係した団体であるかというその實際というものは私どもの選挙関係者の権限外の問題でございませう。

○加瀬完君 あなた方は権限外だと言つても、調査をして提出をしているものもあるでしょう。たとえば日立製作所は何と何の会社になら幾ら出している、そして補助金なり研究費なりはこういうふうにもらつておる、あるいは神戸製鋼所はこうだという資料を出していますよ。それならば、今言った一番焦点として大きくクローズ・アップする総理大臣の後援会の出資者がどういふ内容、性格を持ったものかというところを調査できないというところがありますか。一方でこういう資料を出している。これだけの努力があれば少なくとも一千万円——七

百五十万円という金額の大きい団体です。こういう団体がどういふ団体であるかというところを調べられないというところはいいでしょう。しかし、調べられないと言つたら、それ以上追及しては出でこないでしょうから追及はいたしません。しかし、私どもはあなたの方のそういう態度は、われわれの答申案なり政府原案なりについて審議をしようという、衆議院段階等においていろいろ問題になった点について、まじめな答弁をいただけた態度ではない、これは意見になります。

○矢嶋三義君 関連して。ただいま加瀬委員の質問ですが、法的にはあなたの方の答弁のとおりだろうと思うのですが。しかし、ある程度は皆さん方は知っているはずですね。だから、知っている範囲内でこの次調べてきてお答えになったらいかがですか。これは法的には選挙局長の言うとおりであります。しかしその関与している者としてやはり関心をもちて聞いたり、その法律で許された以外で若干調査したり、サウンドしたりしてある程度知つてゐると思うのです。その範囲内で答えられればある程度加瀬委員満足されると思うのですが、それをこの次まで検討してきてもらいたいと思つて

それからこの前お聞きした資料きょう出していただきましてけれども、私、見ましたが、この最後に最近に行なわれた選挙における支出届額云々の表を出していただいた。あのとき僕は、僕を含むお互い地方行政委員と関係諸君の、というところを言ったのですが、関係諸君のいないようだね、これには。これをちよつと見ると、関係議員だけのらしいが、池田さんらしいのは探さうと思つたが、これ入れなかったでしょう。この次まで出してもらいた

○加瀬完君 じゃあ今度は答えられる事務的なものを聞きますよ。宏池会

の性格すらも自分たちの法律上における義務範囲外だと言つて答えられないということでは、それ以上聞いたつてしようがない。そういうことでは審議が進みませんよ。公明選挙は推進されませんよ。それだけ言つておきます。質問を保留します。

収支の決算を見ると援助費というのが
ある。それから組織活動費というのが
ある。それから十日会には交際費とい
うのがある。それぞれどう性質のもの
ですか。

○政府委員(松村清之君) これも別
に、内容がそれぞれの団体によってそ
れぞれ違つておると思ひますけれど
も、これも先ほどから申し上げておる
ように、届出をしたそのまゝを公表し
ておる、そういう状況でございます。

○加瀬亮君 今度はそれは言わせま
せん。なぜならば、これが選挙活動費
になるか政治活動費になるか、この見
分けは選挙管理委員会で行なければな
らないわけですよ。そうでしょう。た
だ届けたから、届け出たものをその
まゝ、選挙関係の届出は選挙関係だ、
あと選挙関係でない届出は、これは全
部政治活動だ。こういう大ざっぱなも
のですか。政治活動と選挙活動資金と
いうものはそうではないでしょう。

○政府委員(松村清之君) これは今度
法律が改正になりますれば、いろいろ
考えなければならぬ点があると思ひま
すが、現行の政治資金規正法によりま
すと、政治資金としての届出と選挙資
金の届出と、この二様に様式を分けま
して届出をしてもらつてゐるわけでご
ざいます。

○加瀬亮君 それではその援助費とい
うのは、今度政治資金規正法が変わる
とすれば、これは選挙活動費になりま
すか、政治活動費になりますか。

○政府委員(松村清之君) これも援助
費という名目だけでは内容がはつきり
いたしません。両方あるように解せ
られます。政治活動についての援助
費、選挙運動についての援助費。

○加瀬亮君 では同じ二百万円ずつも
らつて、質的に幾らが選挙活動費で幾
らが政治活動費、こういう見分けが
つきますか。それから、この人に二百万
円渡したのは、これは選挙活動だ、こ
の人に渡したのはこれは政治活動だ、
こういう判別がつかますか。

○政府委員(松村清之君) これも個々
具体的な場合におきまして、選挙との
関係、時期、態様その他いろいろな点
から総合的に判断しなければ、これは
どちらとも言いかねると思ひます。

○加瀬亮君 届出の形式は、選挙活動
費として届け出たものの中から援助費
が出た場合は、これは選挙活動費で
しょう。そうでしょう。

○政府委員(松村清之君) 現在の様式
の報告様式のもとにおきましては、選
挙と政治資金と区別してあります。か
ら、選挙資金として届け出られたもの
の中から出ておるものは、選挙に関係
があると言へます。しかし、これから
今後法律が変わりますので、今後の点
についてはあらためて検討しなければ
ならぬ事項もあるかと思ひます。

○加瀬亮君 検討しなければならぬ
事項があるなら、今まで行なわれてい
る政治活動費なりあるいは選挙活動費
なりというものの区分けが、局長の言
うように、今度新しい法律を作つても
できるかできないかという問題です。
できるというなら、今言つたように十
日会なり宏池会なりでやつてゐる援助
費なり組織活動費なりも、こういうた
ようなもの、一体選挙費なのか、政
治活動費なのか、その判別を教えてい
ただきたい。質問の要点はここです。

○政府委員(松村清之君) これ実際は
まあたいへんむずかしい問題で、現行
法ですとこの選挙資金と政治資金とを
区分けして報告してらつております
が、今度こういう法律ができますと、
その点法的なものも起こるかと思ひ
ますので、それらについては、できる
だけ脱法的な措置がとられないよう
な何か工夫をしなければならぬと思ひ
ます。しかし、結局、この政治資金で
あるか、選挙資金であるかということ
は、個々具体的な場合についていろ
んな状況を判断してきめなければなら
ない問題でございます。抽象的にど
うしようというわけには参らないと思
ひます。

○加瀬亮君 それでは、三十五年十月
二十三日から十一月十五日の間に百万
円ずつ三十四名、五十万円ずつ二名に
宏池会は分けていますね、そういう報
告を選挙管理委員会にしているわけ
です。これは選挙活動費なのか、政治活
動費なのか。

○政府委員(松村清之君) それは、今
ちよつとお聞きしますと、総選挙の時
期の前後だと思ひます。したがつて、
一応選挙活動資金というふうに推測さ
れますけれども、しかし、これも個々
具体的な場合によつて調べてみないと
はつきりとは言えないと思ひます。

○加瀬亮君 選挙活動費だとすれば、
これは選挙の収入に入つていないけれ
ばならぬが、だれも入っていない。これ
は刑事上問題になりませんか。選挙活
動費を前提にすれば、選挙活動費とし
て、そうしてもらつた金は収支決算の
中に入れていない。それが、だれも書
かれていない、届出の中に入つていな
い。これは刑事局長どうですか。仮定
の問題です。違反になりませんか、も
う一ぺん伺ひます。選挙活動費として

です、二百万円ずつもらつた者が、
今度は選挙の届出の収入の中に入れ
ていないとすれば、これは厳格に言え
ば、違反行為ということになりませ
んか。

○政府委員(松村清之君) 私から便宜
お答えいたしますが……。

○加瀬亮君 私は刑事局長に伺つてい
る。あなた刑事局長じゃない。犯罪に
なるかならないかということですよ。
かにこの届出がでたらぬものかどう
かという一つの証拠を出すために……

○政府委員(竹内寿平君) 仮定でもい
いというお話でございますが、選挙
運動に関する資金として受け入れまし
た場合にですね、これは当然書き上げ
て報告しなければならぬことにな
る。で、御質問の点は、選挙運動の資
金というのと政治活動の資金とい
うことで区分けをして受けておる。受
けるほうはそうだと思つておるが、今
度は出したほう、選挙の時期でござ
いますけれども、選挙資金として出す
という場合には、これは書かなければ
ならぬと思うのですが、そうじゃなく
て、違つた意味で渡す場合も絶無では
ない。そういう場合には、そういうつ
もりでもらつたのではないということ
になると、これは書き上げなくていい
ということになる。そこそこ
は、事実を、どういふふうに見る
かというところによつてきまると思
ひます。

○加瀬亮君 そうするとね、選挙に関
しというところは、全くさるだ、さる
法になるということになりますね。し
かし、資金全般が大きく規正されるな
らば、これは選挙はきれいになりま
す。これは選挙の金だ、これは政治活

動の金だという区分けがされないで、
一応取り締まりの対象ということにも
なりますけれども、一千万使おうが、
二千万使おうが、それは選挙の金では
ありません、借金してたそうですか
ら、借金が払えないそうです。それ
でやりましたというところになると、選
挙違反にならないということになる
と、実際その金が選挙に使われるとい
うことになつても、処罰の対象になら
ないということになり、全く政府原案
というもの、答申案とはうらはらの
ものになつてしまつたことにはな
りませんか、取り締まりの形式的な、
技術的な面において。

○政府委員(竹内寿平君) 選挙の機会
に金を出して、それは前の借金を返し
たということになりますと、その金を
もつて選挙資金だといふふうには言
えないけれども、しかし、それは
そういうふうな口実を設けておるとい
うことであつて、実は、選挙資金であ
るということが証拠上はつきりすれば
別でございますが、そうでなくて、文
字どおり借金を返したのであるとい
うことであつても、その金をもつて選挙
運動のための資金であるといふふう
に見るわけにはいかぬ。そういう意味
において、ただいま御指摘のような、
そういうふうな抜け穴のあるものがざ
と、さる法というふうな意見も巷間
にはあるといふふうに思ひます。しか
し、今の建前からいいますと、政治資
金であるかないかといふことの事実を
どう見るかといふ問題になるわけであ
りまして、理論としてははつきりして
いるのではないかと思ひます。

○加瀬完君　そこで、今宏池会の例を出しましたが、三十五年の十月二十三日から十一月二十五日までの間に、百万円ずつ三十四人がもたらしたとすると、それは内容としては、借金を返すのもあるだろうし、いろいろの寄付に充てたものもあるかもしれないけれども、実質的にはこれは選挙の資金だと認定されることは間違いないでしょうね。

○政府委員(竹内寿平君)　私は必ずしもそういうふうに認定するのは妥当ではないと思います。

○加瀬完君　理由は。

○政府委員(竹内寿平君)　この選挙運動の資金という点になりますと、法定の選挙費用に含まれる合法的な選挙の資金もありまうし、それから違法な、まあ買収のようなものの費用、その資金もありまうし。それから、そのほか、これはまあ私ども実情がよくわかりませんのですけれども、政治家としてのいわゆる政治活動というものの費用もあると思うんです。そういうものの費用もありまうので、その金が選挙に切迫した時期に出たからといって、すぐそれをすべて選挙資金であるというふうに断定しますことは、これは少し形式にとらわれ過ぎた考え方であって、よく実情を見きわめると、いろいろな種類の金が入っておるんじゃないかというふうに思います。

○矢嶋三義君　刑事局長、あなたの答弁を承っていると、非常に頭が鋭いようですけれども、そういうことは通じないんじゃないですか。当面少なくともこれだけのことは僕はお認めにならぬといけなと思うんですがね。選挙資金と政治資金の区別は実際問題と

してしづらうと、これを今度の立法に――法の改正にあたって区別したので、取り締まり当局としては困難度が増したと、その認定はなかなか苦勞すると、しかし、今加瀬委員から指摘されたような、選挙を直前にして、ある政治家が百万円なり二百万円支給を受けてふところに入れて選挙区へ帰ると、それはいかように弁明しようとしても、取り締まり当局としてはそういう金は選挙資金と認定せざるを得ないと、その程度の答弁をしなかつたらお話をならぬですよ、刑事局長。(「それは言えぬよ」と呼ぶ者あり) そんなことないよ。そんなこと言つたら、完全にざるもざるじゃないですか。借金を返したのなんのって言つておつたら、何になるんですか。それで、政治資金に關してよりよく改正したなんて自治大臣言えますか、そんな答弁で。折り目折り目を正し、びしやりとあなたのほうで鋭さを持つて解明しておかろうかいと思ふんです。そして、適正な法の運用をすれば、この改正法律案だつて意味があるけれども、いくら池田内閣の公務員とはいえ、それは局長ひどいですが、さきから承つておる。そんなこと言つたら、小学校の生徒に笑われるですよ。もう一べん答弁して下さい。僕の言つたとおりに答弁すればいいんですよ。

○政府委員(竹内寿平君)　矢嶋委員からの御示唆のとおりにお答えを申し上げたいわけですが、事実はそういう今御質問にありましたように簡単にはいかないので、たとえば百万円渡したという事実をもつて、それじゃ裁判所へ行つて令状がもらえるか――まあ檢察、警察の取り締まり当局とい

たしましては、令状ももらえないような事実認定をひんぱんにいたしますことは、とうていそれはいくらおっしゃられましてもできないこととございまして、その他の事犯を捜査していった結果として、その事実が客觀的に認められるということになりますれば、これは法の命ずるところでございまして、違法行為を放任するものではございませぬけれども、ただ選挙期間中にある候補が候補者に対して百万円やつたという事実だけで裁判所へ令状請求をして、くれる裁判所があるかどうかというのを考えてみますと、それはとうていこれはない。だから、認定をするというふうなことはなかなかむづかしい。

○加瀬完君　一応百万円ずつ三十四人に選挙の直前に分けた。また党のほうからも公認料が同一人に行つてゐる。しかも届出の収入の中には党の公認料以外のものはないとすれば、それが数多くあれば、一応捜査の対象にはなりますね。これはどうでしょう。

○政府委員(竹内寿平君)　これは、その事実だけで捜査の対象になるかといひますと、捜査の端緒というものが要るわけなんです。先ほど来申し上げております、それだけで令状がもらえるような端緒と言ひ得るかどうかということになりますと、私は疑問だといふにお答えしておるわけでありまして、ただし、ほかの事件を捜査しておりますと、そこそこの問題を捜査するといふことは、これはもう当然なすべきことです。いつの選挙違反でございまして、取り調べをいたしてござい

たしましては、令状ももらえないような事実認定をひんぱんにいたしますことは、とうていそれはいくらおっしゃられましてもできないこととございまして、その他の事犯を捜査していった結果として、その事実が客觀的に認められるということになりますれば、これは法の命ずるところでございまして、違法行為を放任するものではございませぬけれども、ただ選挙期間中にある候補が候補者に対して百万円やつたという事実だけで裁判所へ令状請求をして、くれる裁判所があるかどうかというのを考えてみますと、それはとうていこれはない。だから、認定をするというふうなことはなかなかむづかしい。

察庁の取り調べというものは、一番大きなものを、しかも根本的なものをのがしてゐます。というのには、一番悪質なものは買収供託の金のかかる選挙です。幾ら金がかつたかということからは、それだけの届出によつてわかるわけですね。届出と事実というのがはなはだしく違つてゐるということ、これはあなた方常識でもわかつてゐる。しかしながら、届出を厳密に調べて、それをあなたの言う端緒にして擴充していつた捜査というのはいさまりない。もつと届出を厳密に調べる御態度になつてもらわなければ、これは金のかかる選挙というのはいさまりませんよ。これは希望を申し上げておきます。

安井さん眠たくなつたようだから、もう一回安井さんのほうに伺ひますがね。組織活動費というのが十日会にありまう。この組織活動費は、川島正次郎、敬称は略します、二千六十万、田中龍夫千五百万、福田赳夫千三百万、秋田大助二百四十万、その他。組織活動費というものは、どんなものですか。

○國務大臣(安井謙君)　私はそのことについて、ただいま組織活動費をつまびらかにしてございせんが、たとえば、いろいろの遊説等に行つて――相當組織的に全国遊説等をやるとか、あるいは演説会をやるとか、あるいは資料を配付するとか、政策上の。そういうもの、この組織活動費じゃないかと思つております。

○加瀬完君　ところが、遊説費というのは、同じく福田赳夫四百四十万、川島正次郎三百六十万その他で千八百五十万使われてゐる。それから調査費も

千二百四十八万使われてゐる。そうすると、一体この組織活動費というのは何ですか。

○國務大臣(安井謙君)　ですから、これは直接の遊説というふうな場合でも、いろいろな形があらうと思ふのです。これは、それぞれの支部や地方の組織を動かしてやるといふような場合に、それに必要な資金を送るといふような場合もあるし、あるいは本人が直接行つたり、相當計画的に動く場合の直接の遊説費というように計上されることもあらうと思ひまして、内容は私はいろいろあらうと思ひますが、そうしてその内容を一々つまびらかにいたしてございせんが、そういうふうな資料を集める費用も要るし、また資料をまとめる費用も要るでございましょうし、またそれをさらにパンフレット等にしてそれ配る費用もあらうし、そういうふうな仕訳がしてあるであらうというふうに思つております。

○加瀬完君　支部を作るなら、これは自由民主党がやるべきでしょう。十日会の川島正次郎さんがやる必要はないでしょう。福田赳夫さんがやる必要はないでしょう。そうでしょう。立法工作というなら、党でやればいいでしょう。だから、二千六十万川島正次郎というの、内容ははなはだ漠としたもんです。しかし、報告は、川島正次郎二千六十万と届出れば、それでいいのだ。ここに政治活動費のあいまいいがある。二千六十万を子分にみんな配つちやつたつて、組織活動費二千六十万と届出ればいいのだ。こんなものでは、選挙活動費と政治活動費というのを分けようたつて分けられないじゃない

いですが。選挙局長、どうですか。これは、あなたは、私のほうは届出を受け付けたのだとおっしゃる。しかし、こういうもので選挙活動と政治活動というのを分けようとして、分けられますか、今までのこの届出の体裁で。

○政府委員(松村清之君) 御指摘のように、今の政治資金規正法の届出の様式というものが不完全でございまして、したがって、この各政党、政治団体の届出において、同じような名前を使っておくても、その内容が異なっているという項目で届出をしておいたり、そういう点も推測されるのでございします。それで、私も、今度政治資金規正法の関係が改正される機会に、こういった届出の様式も少し検討を加えて、より完備したものに近づけていきたい、そういうふうに考えているところでございます。

○矢嶋三義君 委員長、議事進行について。加瀬さん今質問されているのですが、ちょっと今一段落のところなのですが、実は、きょう総理がおいでになつて、松永委員等が質疑される予定でありましたが、まだお見えにならないし、きょう五時から、御承知のように、議長に送別会、壮行会をしていただくようになって。私自身、恐縮ですが、もうやめますので、この世における最後で、送別して下さるというので、ぜひそれには参加させていただきたいと思ふんですが、したがって、きょうはこの程度で散会したらいかがかと思ふんですが、お諮りいただきたいと思ふいます。

○委員長(小林武治君) ちょっと速記をとめて。

【速記中止】

○委員長(小林武治君) 速記を始めます。

それでは、総理に最初に申し上げておきます。

本法律案に関しては、衆議院からの送付がいささかおそきに過ぎまして、当委員会として十分の審議期間を持つことができない懸念のあることを遺憾としております。しかしながら、この委員会としましては、法案の重要性にかんがみ、あらゆる時間を活用して審議に当たつておるのでありますから、総理としても、これから連日当委員会に出席され、審議に協力せられるよう要求しておきます。

○国務大臣(池田勇人君) 参議院への送付ができましたこと、まことに遺憾でございます。お話のとおり、重要法案でございますから、お示しのとおり、連日私もここに出席する考えであります。どうぞ御審議、御可決をお願いしたいと思います。

○秋山長造君 総理、無理ですよ。今になつてこんな重要なものを持ち込んで、やれやれと言つたつて、それは物理的に不可能を強いるものですよ。

○湯澤三千男君 総理、ちょっと私からきわめて大まかなことについてお尋ねをいたしてみたいと思ふいます。

ただいま、小林委員長から、審議の時間が非常に少ないので、連日御出席をお願いしたい、こういうお話がありました。私も劈頭にそれをひとつお願いをしたいと思つておつたところでありまして、何しろ、こちらの委員長としては、四月の半ばごろから、再三参議院のほうに、審議を促進して、少なくとも

も二十四日ごろまではこちらに回してもらいたい、こういうような要求をしておつたのかかわらず、こういうような切迫した事態になつて衆議院のほうから回付せられたというふうなわけでありまして、これは当委員会としては非常な迷惑なことだと思ふのです。私も、今委員長の言つたようになふに、休日、また祭日も、これを審議を続行する、またそうして、場合によっては夜になつてもかまわない、こういうような熱意を持つて、この法案が非常に重要でございしますから、そういうような立場でひとつ審議に当たりたい、こういうふうなふうに思つておるのであります。総理は今連日でもいとわなから出席してこの審議の促進に当たられる、こういうお話でありますから、この点は私も非常に満足いたしました。今後ひとつ十分にそのお言葉のとおりにおやうを願ひたい。同時にまた、私は、かように審議がおくれたということにつきましては、衆議院の関係ばかりではなく、やはり政府の責任でもあるのではなからうかと、こういうふうなふうに考えるのであります。総理は与党の總裁として、その立場において総理になつておられるようなことでもあります。

お話しいたがう原因が、与党の中の話し合いがなかなかまとまりにくかつたというふうなことがおもな原因であつたやうなふうに伝へ聞いております。また、やはりこの与党の執行部、またそれを指揮する總裁として、この取りまとめが進まなかつた、こういうふうなことは、やはり同時に総理の責任ではないかと、こう思ふのですが、その

点について総理の率直なお言葉を伺いたいと思ふいます。

○国務大臣(池田勇人君) 先ほど委員長にお答えしたとおり、本院への回付が早くおつたことはまことに遺憾であると思つておつたのであります。私は遺憾の意を表しておるのであります。

○湯澤三千男君 その点は、責任を総理がお感じになつて、まことに遺憾であつたと、ともかくも今後はそういうような審議がおくれるというふうなことがないように御尽力を賜る、こういうことであらうと思ふいます。

次に、私は審議会と政府との関係について伺いたいと思ふのであります。最近だんだん選挙が腐敗していると思ふますか、世間でもこの選挙の実態に対して、また弊風と申しまするか、これに対する非常な非難の聲が起つて参りました。三十五年の選挙には従来よりも一そう違反者が多くなつたというふうな実情であつて、世間の声も相当強くなつて参りましたから、これに関連して、池田内閣といつたとしても、この事態にかんがみて、この審議会をこしらへ、抜本的なひとつ選挙の制度を確立していきたい、こういうお考えになつたことは、私も非常に時宜を得たことであると思ふのであります。最初承りますという、審議会は二年くらいかかつて腰をすえて審議をしようといつたやうな案があつたやうに承つておるのであります。しかし、それでは池田内閣がいつまで続くものであるか。せっかく提案しました内閣の責任において、その答申案に基づいて改正案を提出すること、こういうふうな責任を尽くすこと

ができないというふうな考えから、これを一年の期限に切つて、そうして審議会を設けられたということは、私も、総理の決意のほどどうかかわれて、まことにわれわれとしては気持ちのいい態度である、こういうふうなふうに思つておつたわけでありまして、しかのみならず、私は、この審議会ができてから、政府が答申案に基づいて法案を提出するといふやうな時間は非常に短い時間である、わずかに半年から、審議会がはたして答申をこしらへ得るかいなやというところでありまして、多少の危惧を持つておつたのであります。したがって、この設置法に書いてあります調査事項、その全部のことについては答申が出ませんでしつたけれども、しかし重要な一つの部分であります選挙制度についてともかくも答申が出た、その答申に基づいて政府がともかくも法律案を国会に提案することの運びに至つた、こういう点は、審議会の各委員の努力もさることでございますけれども、私は政府のやほり裏面において相当に尽力せられた結果であると思ふ。この点は、私は敬意を表するにやぶさかでないと思ふのであります。

ところが、この審議の結果に基づきまして審議会が答申をいたしました、その答申案を、そのまゝこれを政府案に盛ることができなかつた。そうして、これを手直しして申しますか、ある程度の手直しをして国会に提案をしたといふことのために、相当の批判が起つて参りましたといふやうなことは、私はこれは、審議会は政府と別な機関であつて、政府が設けたものではあるけれども、政府の指揮命令によつ

てできないというふうな考えから、これを一年の期限に切つて、そうして審議会を設けられたということは、私も、総理の決意のほどどうかかわれて、まことにわれわれとしては気持ちのいい態度である、こういうふうなふうに思つておつたわけでありまして、しかのみならず、私は、この審議会ができてから、政府が答申案に基づいて法案を提出するといふやうな時間は非常に短い時間である、わずかに半年から、審議会がはたして答申をこしらへ得るかいなやというところでありまして、多少の危惧を持つておつたのであります。したがって、この設置法に書いてあります調査事項、その全部のことについては答申が出ませんでしつたけれども、しかし重要な一つの部分であります選挙制度についてともかくも答申が出た、その答申に基づいて政府がともかくも法律案を国会に提案することの運びに至つた、こういう点は、審議会の各委員の努力もさることでございますけれども、私は政府のやほり裏面において相当に尽力せられた結果であると思ふ。この点は、私は敬意を表するにやぶさかでないと思ふのであります。

ところが、この審議の結果に基づきまして審議会が答申をいたしました、その答申案を、そのまゝこれを政府案に盛ることができなかつた。そうして、これを手直しして申しますか、ある程度の手直しをして国会に提案をしたといふことのために、相当の批判が起つて参りましたといふやうなことは、私はこれは、審議会は政府と別な機関であつて、政府が設けたものではあるけれども、政府の指揮命令によつ

てできないというふうな考えから、これを一年の期限に切つて、そうして審議会を設けられたということは、私も、総理の決意のほどどうかかわれて、まことにわれわれとしては気持ちのいい態度である、こういうふうなふうに思つておつたわけでありまして、しかのみならず、私は、この審議会ができてから、政府が答申案に基づいて法案を提出するといふやうな時間は非常に短い時間である、わずかに半年から、審議会がはたして答申をこしらへ得るかいなやというところでありまして、多少の危惧を持つておつたのであります。したがって、この設置法に書いてあります調査事項、その全部のことについては答申が出ませんでしつたけれども、しかし重要な一つの部分であります選挙制度についてともかくも答申が出た、その答申に基づいて政府がともかくも法律案を国会に提案することの運びに至つた、こういう点は、審議会の各委員の努力もさることでございますけれども、私は政府のやほり裏面において相当に尽力せられた結果であると思ふ。この点は、私は敬意を表するにやぶさかでないと思ふのであります。

ところが、この審議の結果に基づきまして審議会が答申をいたしました、その答申案を、そのまゝこれを政府案に盛ることができなかつた。そうして、これを手直しして申しますか、ある程度の手直しをして国会に提案をしたといふことのために、相当の批判が起つて参りましたといふやうなことは、私はこれは、審議会は政府と別な機関であつて、政府が設けたものではあるけれども、政府の指揮命令によつ

てできないというふうな考えから、これを一年の期限に切つて、そうして審議会を設けられたということは、私も、総理の決意のほどどうかかわれて、まことにわれわれとしては気持ちのいい態度である、こういうふうなふうに思つておつたわけでありまして、しかのみならず、私は、この審議会ができてから、政府が答申案に基づいて法案を提出するといふやうな時間は非常に短い時間である、わずかに半年から、審議会がはたして答申をこしらへ得るかいなやというところでありまして、多少の危惧を持つておつたのであります。したがって、この設置法に書いてあります調査事項、その全部のことについては答申が出ませんでしつたけれども、しかし重要な一つの部分であります選挙制度についてともかくも答申が出た、その答申に基づいて政府がともかくも法律案を国会に提案することの運びに至つた、こういう点は、審議会の各委員の努力もさることでございますけれども、私は政府のやほり裏面において相当に尽力せられた結果であると思ふ。この点は、私は敬意を表するにやぶさかでないと思ふのであります。

てやる機関ではなくして、各委員がその学識経験に基づいて自由に討議した結果であるのでありますから、これは何ともいたし方がない、手に負えないような決議になっても、これはどうもやむを得ない、まあこういうふうにお考えになるのであります。あるいはまた、政府は絶えず連絡をしておられますし、また与党の議員も特別委員として参加しておるのでありますから、ともかくも最善の力を尽くして、大きな問題において手違いが起こらない、まあ法律技術上の関係から相当に審議会の言うたとおりにできないというところは、これはまあ当然と思うのであります。これは重要な事柄についてこの手直しをせなければならぬといったような事態になつて参りましたことは、これは政府のやむを得ない程度責任ではないか。これは、審議会は別なものであるからいたし方がない、こういうふうなふうな感じを私は持つのであります。その点に対する総理の御所見を承りたいと思う。

○国務大臣(池田勇人君) 御質問多岐にわたつておりますが、私は、民主政治の確立のために選挙法の改正はぜひ必要だ、ことに最近の状況を見ましてこの改正が必要だということを痛感いたしました。

従来、選挙制度調査会というものがあつて、いろいろ答申がございましたが、ほとんどこれは答申だけで、これを立法化することができなかった。私は、そういうことではいかぬというので、審議会を設けて、その意見を尊重すると、こうやつた。一年間といたしましたのは、参議院の選挙

もありませんし、また他方では、もう選挙制度調査会がたびたび今までにおいて開かれて、いろいろな議論をしておられますので、たんのうな委員諸君ならば一年でおやりいただけるだろう、こういう考えで、参議院の選挙と見合いながら一年といたしたわけでございます。私の希望どおり、非常に熱心に御審議いただきまして、第一次の答申が出たのでございます。

で、われわれといたしましては、会議の關係もございまして、内閣におきましての審議は、自治省を中心といたしまして一カ月余りだつたと思ひます。法案提出までに、答申から。そしてまた、審議会につきましても、湯澤先生御承知のとおり、調査会、審議会につきましても、諮問した内閣あるいは各行政官庁がいろいろ案を出しましてそれを御審議願うのが通例でございます。そして、誘導という言葉は悪うございすが、いろいろ折衝しましてやるのが普通の場合でございます。しかし、私は、選挙制度の重要性と、この審議の意向を尊重しますという關係上、ほかの場合のように、政府と審議会との連絡というものは一切とらなかつたと言つていくらいと私は承知しております。そういうことで、審議会からの答申は、政府の考えているところよりもよほど――よほどと申しますが、立法技術的に、法体系上からいって政府としてはのみにくい点もあつた。また、ある程度の選挙に對しての知識を持つておられます各閣僚といたしまして、また、党のほうといたしまして、いろいろ議論があることは当然であります。で、十分党として最後まで

議論して、これが確定案だと内閣のほうでは確定いたしました。これが最上の案。しかも、党のほうとして一応これで大体というところであつたのが、結果から申しますと、あとから議論が出たわけなんでございます。われわれといたしましては、とにかく審議会において、ほんとうに、政府と關係なしに十分議論してもらつて、そして出てきた態度を案とつたのであります。違つた態度を案とつたのであります。そして、出ましても、法体系上から考へて、技術的の点について私は政府の考へを入れたわけでございます。大体におきまして、答申案の本筋は私は採用したと考へております。

○湯澤三千男君 その点については多少私は……これは審議会をこしらえて、それをどういふふうに扱うかどうかというのには語弊があらうが、やつてもらうかという点については、今総理のお話のように、全然政府のほうでこれに連絡、折衝しないで、審議会委員の全く自由な立場で審議をしてもらう、その結果はどういふふうなことになるかと、これは尊重する。こういうふうな一つの態度であります。これは私は一つの態度であらうと思つてあります。しかし、一面においては、いろいろの資料もありましようと思ひます。あるいはまた、法律技術上の点、また、ことに選挙の経験というふうなものが、いわばこの審議会委員の方には多くはないと、こういうふうなふうな考へられまうといふと、政府の立場において十分な資料を――資料はもちろん供給されたと思ひますが、法律技術上から考へ、あ

るいは選挙の広い経験から考へて、普通考へたところよりもあまりに觀念的になり過ぎる、そういうたような事態が生ずるといふやうなことになる。参りまうとすると、現に手直さなければならぬような結果になつたのであります。私はその点については、審議会に對する政府の努力が足らなかつたんじゃないか――足らなかつたといふよりは、今の総理のお話によると、手をつけないで自由にやらせるほうがいいというお考えであります。その点についてはやはり今でも、また、將來も総理としては自由にやつてもらふふうな態度で、將來もいけるおつもりであります。重ねてひとつお尋ねしておきます。

○国務大臣(池田勇人君) これは二通りあると思ひますが、私は選挙法につきましましては、今回とつた態度がいいと思つて、たとえば税制とか、非常な専門的なことになりまうと、ちよつと民間の方では取り扱にくい点がございます。こういうことにつきましては案をこしらえて出すのが通常の例でございます。しかし、選挙に對しましては、委員の方々は選挙をおやりになつたことではないのですけれども、いろんな点からいってほんとうの専門家でございます。こういうふうな場合におきましては、委員の方が自由に御審議いただくほうが、かえつていい結果が出るのではないかと、政府がこれにどうこう、これに對して言うことよりも、私はとべき策ではないかと思つたのでございす。しかし、資料の点につきましては、これはもうわれわれのほうからできるだけ提供すべきであり、また、提

供いたしているわけでございます。○湯澤三千男君 審議会の審議方法に關する総理のお考えはよくわかりました。これは総理もすでにお話しになつておられるわけでありまして、この審議会はさらに継続しておやりになるといふやうなお心持のようでありまして、私もそれを要望したいと思ひますが、その審議会が、今後、つまり問題として審議する問題は、区制の問題とかあるいは現行区制においてのアンバランス調整の問題、あるいはまた、政党その他の団体に關する問題、こういうやうな問題が審議せられると思つたのであります。これは審議会の委員諸君の自由な、今総理のお話になつたやうなことで、審議を進めて参りますというところ、私は非常に重大なことが起こりはしないかというところを心配をす。今度のこの選挙制度よりも、これから起こる区制の問題、あるいはこの政党に關するところの制度の問題といふやうなことになるやうなところ、内閣とちよつと一そう重大な意見の差が出てくるやうなおそれがあるのではないかと、その場合においても、総理といたしましては、今のやうな態度で、審議会の諸君が自由勝手に審議を進めていくというところに対してのお考えは、やはり変わらぬのでございまいしょうか。これは。

○国務大臣(池田勇人君) これは今さら私は問題になるのいかかと思ひます。これは法案を出しましたときに、御審議いただきます、尊重いたしますと、こつと言つてゐるのであります。したがひまして、重要だから、政府の意見をひとつ聞いて下さいとか

いうようなことは、なかなかむずかしいことで、そうして区制の問題等につきましても、政府の意見がきまっています。この法案を審議したときには問題になったと思いますが、これはあくまで慎重に審議していただくべき問題である。われわれがとやこう差し出がましいことを言うことは差し控えたと思います。ただ問題は、御承知のとおり、衆議院の議決におきまして、区制の問題につきましても、重要だから慎重審議をしてくれという附帯決議がございまして、これは国会での附帯決議でございまして、委員の方におかれましては、十分その点は御承知いただいていると私は考えます。

○湯澤三千男君 審議会に対する将来の事柄につきましても、終始変わらぬ態度でお進みになると、まあこういうようなことでありますが、そういういたしますと、この審議会の答申を尊重するという、その尊重の意味ですね。どういふような気持ちで尊重をするのか。現にまあ今度はある程度の手直しをされているのですが、その尊重というそのお心持をひとつ端的に述べていただきたいと思います。

○国務大臣(池田勇人君) 尊重とはやはり尊重のことでございます。そのとおりという意味じゃございません。お考えの趣旨はできるだけ実現する、こういうことでございます。そのとおりというわけにはいきません。今回のあれに、提出法案につきましても、いろいろな批判はあると思いますが、私は今の場合、尊重し、そうしてこの法案が実現されることは大多数の

人が期待しておられると考えておるのではありません。

○湯澤三千男君 私は今度の選挙制度に關することについて政府が手直しをされ、また、衆議院においてさらに修正せられたという結果になっておるのではありませんが、まあ、このことについては後ほど申し上げたいと思いますけれども、まあ重要とは言われまうけれども、ごく二、三の点について手直しをされた。ところが、今後起こるべき政党法もしくは区制の問題というのは、私はその大體をその筋でいくというようなことも、むしろその正反對のような場合が起こりやしないか、政府の立場で、これはまあ将来のことを多く考えますと、総理もよほどまあこれは御決心をしまして、腹を据えて、今後のこの審議会の審議の内容につきましても、どう尊重するかということについてよほど腹を据えてお考えになつておかないと、私はそのときになつてとんだことが起こりやしないかというような心配をいたすわけがあります。これは私の杞憂に属すればこれはよろしいのですから、その点別に総理の答えを要求するわけじゃありません。

それでは、その次に、その話を、これは私があまり続けてもいけませんから、話を申し上げたいと思つて、そのは、今度手直しをせられたこの政府案につきましても、総理がご答へになつておることでもまあ最善の案であるというふうにお答えをなすつておられる。この点については現在の時点、つまりこの衆議院の修正案が出たこの際におきましてもお変わりございません

ですか。

○国務大臣(池田勇人君) 変わりはございせん。私は政府提案が最善の案だと衆議院で答えております。そうしてまた、修正案が出ましても、この修正案はわれわれの最善の案に對して不明な点を補強と申しますか、明確にせられた最善の案ということについての変わりはございません。

○湯澤三千男君 そういふことであります。その次に、まあ多少お答へがその中に含まれておりましたが、衆議院でできました修正案に對しまして、総理はどういふふうにお考えになつておるか承つておきたい。修正案、衆議院の。

○国務大臣(池田勇人君) これは、この一番大きい修正案というのは、やはり事前運動の問題だと思つて、これは實際的に相当大きい修正だと思つて、しかし、私は衆議院におきまします質疑答の場におきまして、この事前運動に對しての考え方は、選挙の自由、そして公明と、そしてまた新しい人が立つ場合等を考えると、理論的には政府案のほうがよいと私は思つております。しかし、ずっと審議を聞いておきますと、理論的にはいいけれども、それに伴う弊害がかなり出てくる。で、私はこの問題について両方の議論があるということをつくつく感じだわけですね。そして、少し言い過ぎだつたらお許し願ひたいと思つて、事前運動につきましても政府案もいいが、修正案のほうがいふん

じやないかという気分が相当多いようないふんがいたしたのであります。それで、名を捨てて実を取るかという問題で、おつたときに修正案が出たわけなん

でございます。私はこれは議論のあるところでありまして、将来は私は理想を実現するほうに向かつて行かなければならぬと思つて、ただいまの場合といたしましては、これはやはり選挙資金その他の問題等々と関連して、

もつと深く掘り下げて研究すべき問題ではないか。百回という問題と、いつでもいいという問題と、そして場内でビラを幾らまいてもいいという問題でも非常にいいようございまして、けれども、言論の自由、選挙の公平ということからいまして、しかし、實際問題として考えますと、ちよつと今の場合同じ過ぎじやないかという点、どちらでもよろしゅうございまして、まあ修正案のほうがとるべきじやないかという多数の議論に私は沿つていったわけでありまして、その他の点につきましても、これは明確にした点だけでございまして。

○湯澤三千男君 この参議院という立場でございまして、これはまあ総理も多少お気づきになつておられるかと思つて、参議院の立場は衆議院からどうも参議院を輕視するのじやないかという一つの参議院のコンプレックスがあるのですね。そこで、こういうふうな切迫した期間に持つてくるというのも、参議院はどうでもいいやというような心持があるわけじやないかと思つて、両院の制度を維持していくというやうな立場から、参議院も尊重しなればならぬ、こういうやうな心持が衆議院の諸君にはないのじやないかというやうな一つの何があるのじやないかと思つて、そこで、われわれの地方行政委員会の仲間は、与野党とも割合につま

り仲がいいのです。きわめて和氣あいあいであるのです。そこで、ひとつこの機会に、参議院の權威を樹立するためにひとつ修正案を出そうじやないか。むしろこの政府案と同じようなものを出したらどうだろうか、こういうやうな意見もぼつぼつわれわれの耳にもする仲間があるわけなんです。そこで、多少ともこれは誘惑になるので、われわれに對しまして、これはいい、この機会に衆議院の諸君に對して参議院の權威をひとつ高めるために一あわ吹かしてやろうじやないか、極端にいえば……(賛成と叫ぶ者あり)

けれども、(笑聲)これを賛成されまうと、とんだことになりはしないか。これはどうも審議期間が非常に短いのでありますから、結論から言つて、私はこれは私だけの考えであるかもしれませんが、結局、この衆議院の修正案というわけには私はいかぬと思つて、この修正案はもうすでにこの地方行政委員会における公述人の話の中にも、こゝに審議会の委員をしてゐるたえは阿部真之助君であるとかいふのは、それはど悪いものじやない。現行法が五十点ならば衆議院の修正案も七十点もしくは八十点ついてもいいのじやないか。それから阿部真之助君のごときも、この際審議未了になるというやうなことから、自分は審議会の委員であるから、審議会委員の案どおりによつてもらいたければいい。しかし、それが内外の情勢からいいますと、審議未了になつてしまふ。それならば、衆議院の修正案をこの際通すほうが非常に賢明であるし、やつぱり選挙界の

肅正というような点においても相當貢獻をするのだ、こういうことを第三者である公述人も言うておるであります。私はこの時点にきてみますというと、どうしてもこの政府案に比べて、どつちが勝つておるか劣つておるかというような点もありましようし、あるいは審議会からは遠く離れておるといふ議論をする人もありましようけれども、この際においては、この衆議院の修正案を通すよりほかに仕方がないんじゃないか。私はそういうような

た、夜でもやろうと、こういうふうな
思っておりますから、ひとつ質問に
対してお答えにならないでも、そこに
總理が出席せられるということだけで
も、私は非常に審議の促進というよう
なことに相なると思いますから、ぜ
ひその点はひとつ御実行になられるこ
とをお願いをいたしまして、まだほか
に問題がございますけれども、私は二
十分ぐらいと申しましたのであります
から、それひとつ私の質問は打ち切
ります。

○國務大臣(池田勇人君) 参議院軽視
というような気持は全然持つておりま

えますから、先ほど総理がこの修正案に対してどういうふうなお考えをお持ちなのかということをお私に確かめておきたいと思つてお尋ねをしたのですが、私も大体においてそういうふうなふうに思ひますし、またこの際、今の参議院の権威を高めるといふようなことで、修正案をこしらえて衆議院に一あわふかせるといふようなことが、結果においては元も子もなくしてしまつと、これはひとり池田総裁ばかりでなく、われわれ与党の連中からいへば、今日衆議院の諸君のところへまた修正案を持つていつてまとめるだけ

せん。これは得てして先に審議いたしますほうがかなり時間をとるものなん
で、これはそう言っちゃまたしかられる
かも知れませんが、地方公務員の制
度なんかもなかなか重要法案で、三年
も四年もこれはもんだ問題でございま
す。衆議院のほうで言わすと、何だ今
ごろ送つてと、こういうようなこと
で、とにかくわれわれ政府といたしま
しては、両者ほんとうに同じでござい
ますから、どうぞコンプレックスをお
持ちにならないように、誠意を持って
われわれはやつておることをどうぞ御
了承願います。

○湯澤三千男君 総理が軽視している
というのじゃないのです。

も、今日自民党内の何人をもつてして
も、それは私ではできないと思う。そう
いうことの考えからいえば、この際は
この修正案をぜひ通過させるというこ
とについて、骨は折れるが仕方がな
い。それには総理がやはり陣頭指揮を
せられるようなお気持ちで、先ほどお答
えになりましたけれども、われわれは
日曜も廃し、祭日も廃してやろう、ま

○國務大臣(池田勇人君) 今のよう
に、これはほんとうに重要法案でござ
います。一番大事な法案です。しかも
参議院の選挙を控へまして、聞くこ
ろによりますと、参議院のはうで特別
の提案をなさなうとする計画もあるや
うに聞いたこともございますが、それ
をおやめになって政府のはうを通して下
さいというので、実は衆議院のはうも

やつてきたわけですから。私もできるだけは努力いたします。また、公聴人の話も私は新聞紙上でずっと見ましたが、やはりこれは万全のりっぱなものではなないけれども、政府の言うように、しかし、前よりも非常によくなった。そうして政府案につきては、大多数の人が党派を越えてこれではつきりしていまいかなという議論もあつたような状況でございます、国民は非常に期待していると私は思います、通過を。どうぞひとつ政府並びに国民の期待に沿うように御善処を特にお願いたします。

○矢嶋三義君 一問だけ関連して質問いたします。

今重要なポイントにきていると思う。先輩の湯澤委員の質疑応答を承っておったわけですが、このまま下がれないので、一問だけいたしますが、湯澤委員の質問のすべり出しと終わりのほうはだいたい変わって一貫していないところがある、どういうつもりで私は質問なさったのかわからなくなつたんですが、最後の段階のところですが、確かにその一部修正してはどうかという意向がこの委員会の雰囲気としてあることは事実であります。

それから参議院の参考人は、少なくとも衆議院から修正されてきたのを再

修正して衆議院に送ってほしいというのが全員です。尊重しておらぬと否定する人でもせめてそこまでという気持は含まれているわけです。阿部参考人、この方は審議会の委員である方ですが、この方も明確に再修正して成立することを自分は希望するということを述べておられます。

そこで問題は、総理なんです、私

は総理は内閣に対して統率力を持つべきであるし、与党の総裁として党内に指導性を持つべきだと私は思う。総理の一点にそれはかかっていると思う。かりに衆議院から修正されて参った、四点ありますが、これは全部の場合と一部の場合とございましょう。いずれの形になろうとも、この参議院で改善、三善の方途として政府原案に近づけて修正をして、衆議院に送付したならば、政府原案を提出された内閣総理大臣としては与党の中における指導性を持ち、統率力を持って、その政府原案に少しでも近づいた参議院の修正

で、衆議院がおさまるように総理としても自信を持って、責任を持ってや

れるべきだと私は思う。その点のお約束をいただきたいと思います。重要なポイントだと思つてゐるのです。

○國務大臣(池田勇人君)　そういう仮定の問題につきましての問題、しかも私の態度につきましての御質問にはお答えを差し控えます。

○委員長(小林武治君)　このままの形でごく短時間休憩いたします。

午後五時三十六分休憩

午後五時四十六分開会

○委員長（小林武治君） 委員会を再開いたします。

次回は、明日午前十時より開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後五時四十七分散会

五月二日日本委員会に左の案件を付託された。

一、特別区の区長公選に関する請願
(第三三二九号)

一、地方公務員共済組合法案反対
 関する請願(第三三三〇号)(第三
 三三一号)(第三三三二号)(第三
 三三三三号)(第三三三四号)(第三
 三三五号)(第三三三六号)(第三
 三三七号)(第三三三八号)(第三
 三三三九号)(第三三四〇号)(第三
 三四四七号)(第三三四八号)(第
 三四四九号)(第三三五一号)

二、地方公務員共済組合法案反対等
 に関する請願(第三三四一号)(第
 三三五一号)

一、道路交通法改正等に関する請願
 (第三三六五号)

第三三二九号 昭和三十七年四月二

特別区の区長公選に関する請願
請願者 東京都練馬区議会議員
長 梅内正雄
紹介議員 占部 秀男君
地方自治制度が憲法上の制度として認められ、昭和二十二年五月地方自治法その他関係法令の施行に伴い、住民の意志が直接政治に反映されるよう改められて以来、特別区は原則として市と同様の権限を有する基礎的地方公共団体として発足し、住民もまたこれに賛

同してその育成強化に努力してきたのであるが、昭和三十七年八月突如とし

て地方自治法の改正が強行され、特別区の区長は議会の選任するところとなつた。このことは、地方自治法の本旨を逸脱するものであり、住民固有の權利を制限するものとして容易に承認することができない。二十三特別区はかねてより公選制の復活に突進しているのであるが、最近の実情はこれがすなやかたに実現を期さねばならないと思ふ。

われるから、この際「特別区の区長は住民の投票により選挙する」ことに關係法令を改正し地方自治本来の姿に還元せられたいとの請願。

第三三三〇号 昭和三十七年四月二十日受理
地方公務員共済組合法案反対に関する請願

請願者 東京都目黒区上目黒 八ノ六六〇 青木寛 外三十八名
紹介議員 占部 秀男君

今国会に上程されている地方公務員共済組合法案は、地方公務員の現行退職年金制度の一元化を目的としたものであるが、その内容は、地方自治の原則を無視しており、社会保障制度審議会も、本案は問題点が多く、実施は適当でないと答申している。したがってわれわれは、(一)既得権が確保されていないこと、(二)運営、管理に民主化の原則が貫徹されていないこと、(三)掛金が大幅に引き上げられ、かつ国庫負担がないこと、(四)積立金の労働者福祉への還元が保障されていないこと、(五)追加費用の措置があいまいで、新組合及び地方財政へ負担がかかること等の点が解決されない限り、本法案には反対であるから、すみやかに改善せられたいとの請願。

第三三三一号 昭和三十七年四月二十日受理
地方公務員共済組合法案反対に関する請願

請願者 東京都世田谷区給田 町二二一 良方幸雄 外十五名

紹介議員 矢嶋 三義君
この請願の趣旨は、第三三三〇号と同じである。

第三三三二号 昭和三十七年四月二十日受理
地方公務員共済組合法案反対に関する請願

請願者 東京都豊島区堀之内 町一四二 小倉一三 外十七名
紹介議員 加瀬 完君

この請願の趣旨は、第三三三〇号と同じである。
第三三三三号 昭和三十七年四月二十日受理
地方公務員共済組合法案反対に関する請願

請願者 東京都豊島区西巣鳩 二ノ五三 石垣敏夫 外百四十四名
紹介議員 重盛 壽治君

この請願の趣旨は、第三三三〇号と同じである。
第三三四号 昭和三十七年四月二十日受理
地方公務員共済組合法案反対に関する請願

請願者 東京都北区袋町桐ヶ丘 N八ノ八一七 木村ふみ江 外二十四名
紹介議員 岡 三郎君

この請願の趣旨は、第三三三〇号と同じである。
第三三三五号 昭和三十七年四月二十日受理

地方公務員共済組合法案反対に関する請願

請願者 東京都杉並区馬橋二ノ二二七 大銅純子 外十五名
紹介議員 豊瀬 禎一君

この請願の趣旨は、第三三三〇号と同じである。
第三三三六号 昭和三十七年四月二十日受理
地方公務員共済組合法案反対に関する請願

請願者 東京都杉並区松ノ木 町一、四〇七 今田元一 外二十九名
紹介議員 秋山 長造君

この請願の趣旨は、第三三三〇号と同じである。
第三三三七号 昭和三十七年四月二十日受理
地方公務員共済組合法案反対に関する請願

請願者 東京都大田区女塚一ノ二七 市川享平 外二十名
紹介議員 高田なほ子君

この請願の趣旨は、第三三三〇号と同じである。
第三三三八号 昭和三十七年四月二十日受理
地方公務員共済組合法案反対に関する請願

請願者 東京都墨田区江東橋三ノ六 小川二三 外三十四名
紹介議員 山本伊三郎君

この請願の趣旨は、第三三三〇号と同じである。
第三三三九号 昭和三十七年四月二十日受理
地方公務員共済組合法案反対に関する請願

請願者 埼玉県蕨市旭町三ノ四、七三一 宮本敏文 外十三名
紹介議員 松澤 兼人君

この請願の趣旨は、第三三三〇号と同じである。
第三三四〇号 昭和三十七年四月二十日受理
地方公務員共済組合法案反対に関する請願

請願者 愛知県安城市安城町 大山田東一 外九十四名
紹介議員 花井知外 外二百四十名
亀田 得治君

この請願の趣旨は、第三三三〇号と同じである。
第三三四七号 昭和三十七年四月二十日受理
地方公務員共済組合法案反対に関する請願

請願者 東京都豊島区池袋六ノ一、九〇七 相馬方松 永竜意 外百二十名
紹介議員 大倉 精一君

この請願の趣旨は、第三三三〇号と同じである。
第三三四八号 昭和三十七年四月二十日受理
地方公務員共済組合法案反対に関する請願

請願者 東京都墨田区江東橋三ノ六 小川二三 外三十四名
紹介議員 山本伊三郎君

請願者 岡山県赤磐郡瀬戸町大内三八四 横山斐夫 外千八百二十七名
紹介議員 清澤 俊英君

この請願の趣旨は、第三三三〇号と同じである。
第三三四九号 昭和三十七年四月二十日受理
地方公務員共済組合法案反対に関する請願

請願者 岡山県上房郡上房町大字下中津井 米倉都男 外千八百八十五名
紹介議員 木下 友敬君

この請願の趣旨は、第三三三〇号と同じである。
第三三五〇号 昭和三十七年四月二十日受理
地方公務員共済組合法案反対に関する請願

請願者 岡山県邑久郡邑久町大富五五五 太田圭一 外二千九十七名
紹介議員 久保 等君

この請願の趣旨は、第三三三〇号と同じである。
第三三四一号 昭和三十七年四月二十日受理
地方公務員共済組合法案反対等に関する請願

請願者 神奈川県川崎市東古市場一六 庵木貞子 外一万九百四十五名
紹介議員 相澤 重明君

政府提出の地方公務員共済組合法案には反対である。真に社会保障としての

合理的退職年金制度を確立するよう、
(一)給付内容を拡充し、既得権を完全
に保障すること、(1)組合員の範囲に
ついて、いわゆる臨時職員にも適用す
る等拡充すること、(2)年金受給資格
の取得について、とくに既得権及び切
替措置に関連して(イ)年限を短縮す
ること、(ロ)一時金の資格条件を改善す
ること、(ハ)通算による受給資格を認
めること、(3)給付率を引き上げるこ
と、(4)給付の積算基礎給料を最終給
料とすること、(5)減額退職年金制度
は、現行の若年停止制を下回らないこ
と、(二)組合の運営、管理は労使対等
原則により民主的に行なうこと、(1)
自主、自律運営を強化し、中央集権的
な主務大臣の権限(監督)を縮小するこ
と、(2)労使対等参加の保障として、
組合会議員の定数をふやすこと、(3)
職員並びに役員の任命制をやめ、民主
的に選出すること、(三)掛金並びに負
担率の軽減を図ること、(イ)国庫負担
を増額すること、(ロ)使用者負担を増
額すること、(四)資金運用については
中央管理(大蔵省資金運用部)を排除
し、労働者への福祉還元を図ること、
(五)追加費の負担については万全を期
し、新組合の資金運用及び地方財政に
しわよせしないこと、等の実現を期せ
られたことの請願。

第三三五一号 昭和三十七年四月二
十一日受理
地方公務員共済組合法案反対等に関す
る請願

請願者 新潟県中頸城郡柿崎町
芋之島 仙田幸造外三
千九百七十名

紹介議員 北村 暢君

この請願の趣旨は、第三三三一号と同
じである。

第三三六五号 昭和三十七年四月二
十一日受理

道路交通法改正等に関する請願

請願者 東京都目黒区下目黒四
ノ九八一 中村正八外
六名

紹介議員 大倉 精一君

現行道路交通法を、本来の交通に関す
る基本法にもとずために、全面的に改
正するとともに、交通事故をなくすた
めに当面の策として、(一)交通行政を
一元化し、根本的な施策を確立するこ
と、(二)道路の拡張と建設を促進し、
交通混雑の緩和を図ること、(三)自動
車運転者の待遇を改善し、生活の安定
を図ること等を実施せられたいとの請
願。

昭和三十七年五月十四日印刷

昭和三十七年五月十五日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局